

第7回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成17年10月23日午後1時00分

場所：WEST19 研修室A・B

委員長

第7回の条例制定検討委員会を始めてまいりたいと思います。今日はお手元に式次第が行っていると思うのですが、いよいよ中間答申の中身について具体的に議論していかなければいけないということで、今日はたたき台、皆さんに9月に頂いたものを元にさらに懇談会とか、出向き調査の結果を踏まえてたたき台としてのものを作ってきましたので、これを中心に議論をするのが今日の大きなテーマでございます。その前に実は教育委員会の方から、皆様のお手元にも行っていると思うのですが、子ども権利条例の策定にあたり意見交流会の内容についてというのが教育委員会の方からレポートとして出ております。条例を作っていくに当たっているような市民の方、市民団体の方からご意見、意見書というのが多分来るだろうと思います。そういうものを我々は大事にして検討していきたいと思いますが、今日までのところそういう意見は教育委員会のレポートが第1号でございますので、今日はこれの概略を説明して頂いて質疑応答してみようと思います。今後もこういう意見書が出てまいった時には、その都度こういう会であるということにはなかなかタイミング的にならないことがあったとしても、ただペーパーを頂くということではなくて我々、正副委員長で意見を聞くとか、直接お会いしてご意向を伺いたい。そして皆さんの方にお伝えしていきたいと考えております。それでまず最初にこの意見交流会の内容につきまして、教育委員会の方から今日お二方おいで頂いておりますのでご説明頂きましょうか。よろしくお願いたします。

市教委(部長) 皆様、こんにちは。札幌市教育委員会学校教育部長のXと申します。よろしくお願いたします。委員長様をはじめ委員の皆様方には子どもの権利条例制定に向けて大変なご尽力を頂いておりますことに心からお礼を申し上げたいと思います。これまで誤解や行き違いなどがありましてなかなかスムーズにできなかったこともございまして、お詫びを申し上げたいと思っております。さて学校は子どもの生活の中で睡眠時間を除けば約半分の時間を過ごすわけでございます。そうした意味において子どもの教育を司る学校の立場から校長先生の意見を聞くのが大切であると考えまして、子ども未来局との連携の上、教育委員会として市立各校種の校長園長会の代表の方々と、子どもの権利条例の策定に関わる意見交流会を開催したところでございます。10月6日に小学校・中学校・高等学校・養護学校・幼稚園の代表の方々、合わせて12名の校長先生、園長先生から意見をお聞きして、教育委員会としての説明としてまとめさせて頂きました。これまで条例制定検討委員会として

出向き調査や懇談会を通して、子どもをはじめ各層に幅広く集約してこられたと思いますけれども、ここで子ども未来局を通して提出させて頂きました校長先生方の意見もその一つとしてお読み頂きたいと考えております。先ほど申し上げましたように、子どもたちがその生活の多くを過ごす学校で、教育に携わる立場からの意見としての重み付けもして頂けたら幸いと存じます。本来であればもっと早くにお届けすべきことだったのかもしれませんが、こんな時期になってしまってお詫び申し上げます。いずれにいたしましてもこの主旨を汲み取って、どうぞ宜しくお取り扱い下さいますようお願い申し上げます。それでは内容につきまして課長から説明させて頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。

市教委(課長) 指導担当課長のYと申します。内容について簡潔にご説明したいと思います。大変申し訳ございませんが、座ったままで説明させて頂きます。お手元の資料でございますけれども、頭に事務連絡と書いてある、子どもの権利条例策定に関わる意見交流会の内容についてというのがございます。それを一枚めくって頂きまして、その次からが資料になりますので、これを参考にしながら聞いて頂ければと思います。最初に総論的なことでございますけれども、子ども全体が必ずしも幸福とは言えないという状況ではないと校長会では考えておりますけれども、ただいじめや不登校、虐待などの問題は学校の中でも多々あります。そういう状況から判断して、子どもを救済するという面で子どもの権利条例の制定には大変意味があるのではないかという意見が寄せられておりました。またもう1点といたしまして子どもの最善の利益ということ考えた時に、また条例づくりを進めるという立場に立つことが大切なのではないか。そういう2点、総論として権利条例の意味づけ等を校長会の校長先生方から発言がございました。ちょっとそれを前置きにいたしまして各論に入っていきたいと思っておりますけれども、まず第1点目といたしましてお手元の資料の1ページと書いてある所のちょうど真ん中のあたり、「子どもの現状を見つめる」という所の2つ目のボツがわかると思います。権利条約では「子どもは権利の主体であると共に大人が保護する対象であると読み取ることができる。条例の制定に当たっては条約で最も対応されている子どもの保護という観点をしっかり押さえていかなければならないと考える」ということについて補足させて頂きます。子ども未来局発行の子どもの権利条約のパンフレットというのがございます。こういうパンフレットでよくご覧になっているかと思うのですが、そのパンフレットの中のちょうど8ページに「子どもの意志と状況を理解した上で大人は子どもを保護する義務を持っています」という部分がございます。そこにあるように大人による子どもの保護という観点は必要であって、子どもの権利条約の中で保護は最も多く登場する言葉の1つでもあるという部分があるかと思います。子ども

を保護の対象と見るべきではないというご指摘もあるように聞いておりますけれども、その主旨はそうした考え方が往々にして虐待とか、あるいは性的搾取につながっていることへの反省に立つものであると思います。本来の保護とは子どもの命や発達の保証を最優先するなど子どもの最善の利益のためのものであって、そうした観点から保護というのはこの条約の根幹を成すものなのかなと。そういう意見もございます。それからもう1点でございますけれども、次のページに行って頂きまして2ページの頭の部分に「子どもの意見表明について」という部分があるかと思えます。学校の現状を先に申し上げますと、ここ数年来徐々にではありますけれども学校の教育活動、例えば総合的な学習の時間、あるいは特別活動、あるいはその他教科等においてさまざまな場面で子どもの意見を尊重する。あるいは子どもに選択権がたくさん与えられている。そういった状況が広がるようになってきているということは事実でございます。それは10年前などと比べますと隔世の感があるのかなと思えます。ただ大人が子どもの思いを推しはかって保護の手を差し伸べるというようなことをやるわけですが、本当に子どもがそう思っているのか。そういったことを検証することは必要なことだろうと思えます。また子ども自らが、その子ども自らの発言の中から大人がある面で子どもの最善の利益というものを見いだすためにも、そういった理由から子どもが意見を表明し、大人がその子どもの意見をしっかり受け止めるということは大変大切なことだろうと考えております。今後も子どもにとって最善の利益とは何か？という観点で子どもの意見を受け止めていきたいと校長として考えているということでございます。しかし一方で単に子どもから意見を聞くばかりではなくて、あるいはその子どもたちに対して他人に対する思いやりとか、あるいは自分の言動に対する責任といったことも併せて子どもたちには自覚させていく。そんな指導も必要なのではないかと。こんな意見も出ておりました。例えばで申し上げますけれども、いじめが行われているという状況を想定してみた場合、いじめを受けている子どもの意見表明する権利はもちろんしっかりと確保されるべきだろうと思えます。と同時にいじめている側の子どもの権利については意見を表明する権利と共にその表明が及ぼす結果、あるいは相手の子どもの人権に対する配慮などについても、併せて学校教育の場では教えることも必要なのではないかと。そのことによって相手に対する思いやりや自己の言動への責任といったことを併せて自覚させていくことになるのではないかと。ということでございます。それから3点目でございますけれども、その下の所に「権利と義務について」という項目がございますが、このことについても説明させて頂きたいと思えます。検討委員会の部会報告の中間的なものを見させて頂きまして、その中に権利と義務についてという言葉で書いてありましたので、表題についてはそれを受けておりま

す。権利条約の制定は子どもも権利の主体者であるということを再確認するためだったのではないかという意見が校長から出ておりました。そういう風に捉えていると、併せて大人が子どもの最善の利益を保護することも大切であって、まずそのことを大人が再認識する必要がある。この両方の点について大人が再認識する必要があると。そういう意味で条例は子どもの権利条例であると共に、別な見方をすれば大人の義務条例であるという風にも言っているのではないか。そんな考え方が出ていました。一方学校教育の中では権利条例が条約やあるいは条例の学習を進めるに当たって、子ども自身の権利の重要性と共に社会の一員として他人の権利とぶつかり合った時、相手の立場を推しはかたり、あるいは折り合いをつけたりすることについて勉強させることも必要であると思われます。これは子ども自身が権利を行使することで得られるはずの子どもの最善の利益を相互に確保するためにも重要なことであると考えます。若干その他のことについて申し上げますので、もう一度1ページの方にお戻り頂ければと思います。補足説明という形になりますけれども、1ページ目の先ほどご説明いたしました「権利条約では」という所の1つ下の所に「子どもの居場所、空間」という項目がございます。この子どもの居場所づくりということに関しても校長の方から意見が出ておりました。もちろん居場所という物理的な場所については必要だという認識の上で、子どもの居場所の本質というのは基本的にそういう物理的な場ではなくて、基本的には人にあると言えるのではないかと。例えば場が存在していたとしても、そこを運営、あるいは利用する人と人との関わり、これが本当の意味での居場所を作る要素ではないかという意見も出ておりました。続きまして1ページの一番下の所に「学校教育」という所がございます。ここについても補足させていただきます。学校の教育活動を否定的に捉えすぎるという傾向が世の中にあるのではないだろうか。そういう風に感じる部分もありますという率直な意見も出ておりました。しかし実際いじめや不登校ということもありますので、そういったことを真摯に受け止める姿勢が学校としては必要なのではないだろうか。いじめについては加害の側、被害の側の子どもたちが共に権利を尊重し合え、学校生活を送れるような条例となることを校長としては期待しているという意見がございました。続きまして3ページの方に入らせて頂きます。3ページの冒頭の所に「条例と生徒指導等について」という部分がございます。これはぜひご理解頂きたいのですが、現在学校では教員が懸命の努力をして生徒指導を行っております。中でも言葉遣いとか服装等についての指導というのは子どもが学校を卒業し、社会人として一人前になっていけるよう学校の方では長期的に見て、子どもの不利益につながることはないようなことを意図してやっているものでございます。ただ子どもに対する過剰な保護に当たらないかという観点からの検証は必要である。

こうした状況の中で、条例の制定が学校での指導を必要以上に否定的に捉えてマイナスに作用することになっては、ある面では子どもの最善の利益の確保という子どもの権利条例が意図していることと、結果として逆の状況になることが危惧されるという意見もございました。それからと書いてある「子どもの権利条例に関する授業について」でございます。現在、子どもの権利条例、条約を含む人権を題材とした学習は社会科や家庭科、特別活動の学級活動等では行われてきておりますが、今後も更なる充実を図っていくことが必要であると考えております。そのためにも例えば子どもの権利条約啓発パンフレットがございますけれども、これを使用した授業展開等が運営されることは学校にとって大きな推進材料になるものと考えております。従いまして、その子どもの権利条約に基づいたパンフレットを活用した授業展開の在り方等について、教育委員会としても授業展開例などを使用しながら進めてまいりたいと考えております。また子どもの権利条例が制定された後においても同じように権利条例を含めた人権についての学習を進めていくことは大事であると考えます。そのことを通して人権の尊重と条例の活用が学校現場にとっても実効性のあるものになっていくと私も考えております。最後になりますけれども、このような説明の場を設けて頂いたことに大変感謝いたします。今後も校長を含めた教職員、あるいは保護者、あるいは子どもたちなどから意見を幅広く聞いて頂いて、中間答申や答申に反映して頂くことを期待して、私からの説明とさせていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。今のご説明、今日、このペーパーの議論をすることはできないのですけれども、こういう意見は我々も大事に受け止めていきたいと思えます。今の説明の中で質問、この主旨はどういうことかという質疑応答はしておかなければいけないと思えます。いかがですか。

Q 委員 今のご説明の中で保護という言葉をいっぱい使われたのですが、その保護というのはどのような意味で使われているのか。また何からの保護という意味で使われているのか、この2点を詳しくお聞かせください。

委員長 保護ということがこのパンフに書いてあるのですね。

市教委(課長) パンフレットの8ページといってもお手元にパンフレットがありませんから、ちょっとパンフレットの8ページを読ませてもらいます。「子どもの権利条約の中で保護は最も多く登場する言葉の1つです。第5条で子どもを指導する親の権利の尊重を国に求めつつも、第19条では国に虐待や放任をする親の元からの子どもの保護を義務付けているように、子どもの命や発達の保証を最優先して最善の措置が取られるためのさまざまな約束事が条文になっています。元々子どもは保護すべき存在として認識されてきました。本当の保護は子どもの最善の利益あってのものなのです」という条文なのですが、これでだいたいご理解頂けましたでしょうか。

Q 委員 2点目の方は何からの保護かと。校長会で特に強調されたことはないのですか。つまりこういうパンフレットに載っている抽象的な意味での保護ということで話はずっと進められていたのですか。

市教委(課長) このパンフレットの中には必ずしも抽象的なことだけではないと思うのですね。先ほどもちょっと読み上げましたけれども、虐待、あるいは性的搾取、あるいは商品のように売買されるということ、ということも、日本の現実からは一部遠いものもあるかと思えますけれども、そういったことを踏まえた上で議論した内容になります。

委員長 はい、そのほかどうですか。はい、Sさん、どうぞ。

S 委員 私も2点ですけども、 の子どもの権利条約に関する授業についてということで授業展開の例示があると推進力になるというお話があったのですが、具体的な意見として社会科とか家庭科等だけではなくて、もう少し各論的な具体的な提示や意見が出ていたら聞きたいと思ったのが1点です。それからもう1点は4ページの(2)の「条例制定の進め方について」という所で、条例案づくりに関わる校長会、園長会の関わりという所がありますけれども、どんな形で今後関わっていきたいというご意見が出ていたのか、それをちょっとお聞かせ頂けたら、ありがたいです。

市教委(課長) 授業展開についてももう少し具体的な意見があればということでございますね。基本的には授業展開については現在作業中でございます、実際は条約のパンフレットが子どもたちの元に毎年3月末に配られるのです。ちょうど配布される時に、その配布されたものを元にしてきちっと条約の主旨自体を伝えるような、そういった授業を展開して頂きたいと考えまして、そのパンフレットをどう授業化するかということの展開例を、一緒にパンフレットにつけて配布したいと考えております。そういたしますとそのパンフレットを持ってただ「はい、こういうものですよ」と配るだけではなくて、この条約の中にはどんなことが書いてあってというようなことを一緒に授業でできるだろうと。こういう形で子どもに対して子どもの人権、あるいは条約とはどういうものかということが伝わっていけばいいと思います。それと共に教員も当然その授業に取り組むわけですから、教師自体もこの条約の主旨とか、子どもの人権ということについてきちっと理解するきっかけになるのではないかなと思ってやらせて頂くということです。時間的な経緯で言いますと、まもなく何人かの先生で作業を開始いたします。その作業の中途の検証といたしまして、公開授業などもできればと思っています。それを踏まえた上で、その授業展開例を一斉にパンフレットと共に配布したいと思っています。先ほど少し申し上げたのが、権利条約なのですが、条例になったとしても、その時はその条例の内容に応じて検討していかなければいけない。そういったことも含めて考えています。

S 委員 それは市教委としてということですね。

市教委(課長) はい。札幌市教育委員会としてそういうことをやりたい。それは校長先生たちにもご説明して同意を得た上で今現在取り組んでいるという状況です。

S 委員 今年度からもう作業に入って、来年の3月の配布の段階から始めたい。そういうスケジュールですか。

市教委(課長) そうです。作業自体はまもなく開催。それから2点目です。条例づくりに当たって今後校長としてどういう風に取り組んでいくかということですが。今回、初めて10月6日に意見交流会的なものを持ちました。今後さまざまなタイミングで意見交流をするような場を設けて、それを適切に、意見があったならば検討委員会の方にも意見として述べていきたい。それから条例づくり。一番最初に総論で申し上げましたけれども、いくつかの意味で校長としても条例自体の存在意義もよくわかりますし、今後そういった子どもの最善の利益のためにいい条例を作って頂きたいというのが校長会の考えだそうです。

委員長 はい、よろしいですか。はい、Lさん、どうぞ。

L 委員 このペーパーそのものについてというよりも全体の押さえとしてなのですけれども、残念なことに夏休みに子どもたちに懇談会のご案内を流すパンフレットが、なかなか小学校の現場では配られないような状況もあったという事実は、もちろん知っているかと思うのですが。そのことに関して僕らは非常に残念だなと思っていたのですが、今後は、小中学校も含めて、子どもの権利条例の制定に積極的に整備していくという立場でいらっしやると考えてよろしいですか。

市教委(部長) 基本的にそのように考えております。懇談会について、一部、先ほど冒頭のご挨拶の中で誤解とか、行き違いというお話をさせていただきましたけれども、例えば小学生を遠くの学校に単独で行かせるということ等については、なかなか学校として安全確保の面からいろんな配慮等もあったかとは思いますが、校長会として先ほど来課長が申し上げたように子どもの最善の利益のためにどういう条例になっていったらいいのかということと一緒に考えていきたいという主旨から、その第1弾として今回の意見交流会を開催したということでございます。

委員長 はい、そのほか、いかがでしょうか。はい、Pさん、どうぞ。

P 委員 大きく2点なのですが、校長会の皆さんと、それから併せて教育委員会の見解も伺いたいと思いますが、1つはこれ全体を読んで強調されているのがどうも権利と義務という関係の義務の所が強調されているような印象を受けます。それはどこから感じるかというと「条例と生徒指導等について」私の受け取り方が間違いなら指摘して頂きたいのですが、子どもの権利条例ができると学校では生徒指導がしづらくなるということを言外に述

べているのではないかという印象がどうしても拭えないのです。下に書いてある事柄がまさにそこを表しているのかなと思うので、どんな風に考えていらっしゃるのか、校長会だけでなく、教育委員会も同じような立場でこの文章を述べているのかというのが1点。それから2点目は に関してですが、検討委員会での子どもの実態意識調査の中にも現れていますが、子どもの権利条約の認知度が小学校で14.5%、中学校で26.8%なのですよね。そして子どもの権利条約の認知経路が学校の授業でというのが8.4%なのです。大変低い数字だと思うのですよね。子どもの権利条例の基本になる子どもの権利条約が学校の中で十分指導されていないと。私も教員でしたからそういう実態をわかっているのですが、そういうことを受けると5番目に書いてあるような捉え方だけでいいのか、教育委員会もこれと同じような立場で考えているのかということをごひ。どんな風に考えているのか。子どもたちが十分その子どもの権利条約を学校で学ぶ機会がないという状況についてどんな風に考えられているのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

委員長 お答えできる範囲でぜひお答え頂けますか。

市教委(部長) まず権利と義務の所ですけれども、権利条例ができれば生徒指導がしづらくなるということではもちろんありません。ただ生徒を指導していく上で権利について、もちろん子どもの最善の利益という観点から尊重していく。しっかりと子どもたちに理解してもらっていくという取り組みが必要なのだと思います。ただ例えば子どもの権利条約そのものの第13条を見ますと、表現の自由が書かれています。その条例文の中に、表現の自由のたてに「ただし他の人に迷惑をかけてはなりません」という、ある意味責任とか、そういう主旨のことが条約そのものの中に書かれている。こういう考え方というのは生徒指導を実際に進めていく上で大事なことだろうと校長先生方も考えていらっしゃるし、私どもも考えております。そういう条約そのものの中に示されている主旨が条例の中にも生かされたらと思います。それが結果的に生徒指導のより適切な取り組みの中で子どもたちがお互いの権利を尊重し合いながら、それぞれの最善の利益が図られるという取り組みがいいだろうと考えているところです。続いて認知度のことですけれども、実際に調査の結果、認知度は極めて低いということについて教育委員会としても深く反省しなければならないと考えていたところです。実際に授業の中では先ほどから申し上げているような教科の授業等で扱われていることになっておりますし、教科書の中にも子どもの権利条約は資料として入っています。そういう意味で本来であれば当然子どもたちは知っているであろうと思込みの元に、教育委員会としても動いてきましたけれども、結果として必ずしも十分な数値にはなっていない。その反省を含めて先程来申し上げているようにパンフレット配布時にパンフレットを配布したことで、教育委員会の、ある

いは子ども未来局の責任が果たされるということではなくて、それと同時に具体的にこういう指導をしてほしいという指針を示す意味でも、授業案をパンフレットと共に配布して、これは先ほども申し上げましたように子どもたち自身にとっても理解度が上がっていくということだけでなく、その指導を通して教員自身が学校の中で子どもの権利について深く考える、指導のためにさらに深く考えるという契機にしたいと考えているところです。

委員長 はい、そのほかいかがでしょうか。私の方から1つお伺いしたいのですけれど、2ページ目の所「意見表明権」の四角の下の所にこういうのがありますよ。「いじめを受けている子どもの意見表明をする権利をしっかりと確保されるべきである」。ここはいいのですけど、その後です。「同時に周囲のいじめている側の子どもたちの意見表明をする権利についても考慮する必要がある」という書き方ですけども、この「同時に」以下のいじめている側の子どもの権利も考慮するというのはどういう主旨で発言があったのかご説明頂けますか。

市教委(部長) はい。こちらのまとめ方が舌足らずで申し訳ありません。これは主旨としては先ほどご説明させて頂いたように、権利条約でいいますと第13条の表現の自由ということですけども、表現の自由という当然の権利でございますが、いじめている側の表現の自由ということは当然あるでしょう。ただしこの権利条約の中では「ただし他の人に迷惑をかけてはなりません」という但し書きがあるように、権利ということを考えていく上でその辺のことを含めた配慮が必要だろうと。指導の上でもそういうことを考えた上での指導が必要ということでありました。

委員長 しかしいじめる側の意見、権利ということは余り聞いたことがないですけどね。

市教委(部長) ここで言っている権利というのは、権利に合わせて書かれている、これも権利の一部だとお話になっていたかと思うのですけれども、ただし他の人に迷惑をかけてはならないという制約部分に配慮する必要があるという意味でございます。

委員長 そういうご意見があったということで承っておきましょう。そのほかいかがでしょうか。このペーパーについての質問、確認しておきたいこと。

P委員 先ほど言い忘れたのですけれども、1ページの「子ども自身」の所の下の所に「自分に自信が持てない子どもが多いとの現状について云々」と。あまりそんなようには感じないという風にして書いてあって、これは子どもの意識調査だとか何かから考えると少々理解ができないのですが、多くの校長先生の意見なののでしょうか。こういう意見もあったということなののでしょうか。

市教委(課長) データについてはこちらに何か示されている部分、ございますか。ちょっとそういうものが示されている部分があるのであれば、これの何ページのだ

こと教えて頂ければと思いますが。

P 委員

ここだけでは判断できないのですが、小学校・中学校の子どもたちの調査によると「自分が好きですか」という、これも十分それに答える中身かどうか検討の余地はあるのですけれども、かなり数字は低いですよ。中学校になるとうんと低くなります。それはページでいうと5ページあたり。それからいろんな調査によっても日本の子どもたちの自己評価が非常に低いということ。外国に比べて極端に低いというのが報告されていますよね。それは札幌だけでなく、日本の子どもたちの共通の傾向としてそういうのがあると言われていて、現場の中で子どもたちを見ていてもやっぱりそういう感じがするのですよね。だから校長さんの認識と随分ずれているなと思ったので聞いたのです。

市教委(課長)

ご指摘の5ページの所を見て確かに「どちらとも言えない」が非常に多いという、あるいは「好き」と「嫌い」が似たような数字、中学生であるそうです。そういう風な傾向だというご指摘なのでしょう。実際に意見交流会をやっている時には自信が持てないと直接子どもから聞く機会というのは、教員も含めてそんなに多くはないという発言はございました。もちろんその中にそういった声が中学校の段階になりますとポツポツ聞かれるというような指摘もございました。そういった状況の中から、子どもっていつも自信がないという子が大半を占めているのか、子どもの全体像なのかという点でいうと、ちょっとそういう現状認識ではないと。その程度のご発言でございませう。ペーパーの中にも少し書かせて頂いているのですが、子どもたちがそういう風に本当は思っている、例えば自分を否定的に捉えたり、あるいはそういったことを大人の側が十分聞く機会がないのかなと。校長先生も含めてですけども、そういう反省も込めながら、現状を捉え切れていないという側面も理解しながらあまりそういう話はたくさん聞いていないということだろうと思います。

委員長

はい、そんな感じでよろしいでしょうか。

S 委員

この内容についてはけっこうです。今後の関わりについて確認してもいいですか。今日はこのご報告ということで来てくださっていますけど、今後は中間答申に関してもあと2回議論する予定になっていて、それ以降のタイムスケジュールの中でできるだけ参加して頂きたいという要望です。それで校長会の位置づけというのは私も厳密にはわかりませんが、是非やっぱり参加して意見交換する場をこちらも持ってほしいという希望なので、ぜひその辺をよろしく願います。

委員長

はい。校長会との懇談の場というのはもうあと2回に限られておりますので、いずれの機会にそういう懇談ですとか設定して頂ければ身体が許す限り委員はぜひ参加するように段取りしたいと思いますので、今後ともどうぞよ

るしくお願いいたします。では本当にありがとうございました。さあ、それでは今日のこういう校長会からのペーパーの意見も踏まえまして、いよいよ中間答申の中身を議論して行きたいと思います。

事務局 追加で資料を配付させて頂きたいと思ひまして。私の方で用意するのが少々遅れて、Sさんの原稿を頂けたのですけれども、今私の方で追加で準備しましたので、Wさんの原稿もお配りします。

委員長 それで配られる間に少し耳だけ。こちらの方に原文がございますが、皆様方から出して頂いたナマの文章でございます。私どもの指示が不十分だったと思うのですけれども、形式とか書き方がそれぞれバラバラで、これを1つにまとめるというのは大変な話で、それで苦労してまとめたのがこのたたき台ということです。必ずしも原文をそのままというわけではありません。全体の分量の関係もありますので、最初はこれぐらいのたたき台を作って、これに肉を付けていこうという感じでございますので、この原文と比べながら「もう少しこの部分、厚くした方がいい」とか「ここが足りない」という辺りをぜひご指摘頂ければありがたいです。それからこちらの大きい資料はこれまでの議論、検討資料ということで懇談会と出向き調査の中で出てきた意見とか、検討委員会で交わされた意見などもテーマごとにまとめてあります。だいたいこれに基づいて中間答申ができなければいけないわけでございます。それで今日の議論はどういう形で進めていくかといいますと、一応皆さん、目を通して頂けているということを前提にして、最終的には条例の課題です。第4章になろうかと思ひますけれども、課題にどういうものを盛り込んでいくかという、ここがやっぱりエポックだろうと思うのです。それで原文の段階で条例への課題も併せて書いてくれている方たちが何人かいらっしゃいます。その人たちのこの課題の部分については全部、第4章の方にまとめて持ってきております。それでまず全体の骨格なのですけれども、これはたたき台ですから。皆さん、ご意見、お願いします。最初の序章というのを第1章の前に置いて、ちょっとこれまでの経過を。本でいえば「はじめに」とか端書きですね。これあたりの所はそれなりに書きます。そのあと第1章から始まりまして、第1章ではやはりいろんな所から出てきております「なんで子どもの権利条例を作らなければいけないのだ。そんなものを作るとかえって混乱するのではないかな」という、この子どもの権利もしくは権利条例に対する拒否感みたいなものに対してきちんとお答えしていかなくてはいけないだろうと思ひまして、ちょっと私が書いてみたのですけれどもね。これを最初に持ってきてまして、なぜ子どもの権利条例なのか、必要なのかという辺りをまず1章で納得して頂いて、いよいよ第2章。これは札幌の子どもたちということで、皆さん方から出された文章、まだ読んでいない所もあるのですけれども、それでまとめてみたのです。ここは今回第2章以下になっ

ておりますけれども、ここが書き方はそれぞれ違っていたのですけれどもそれなりにまとめてみたということで、あとで一つ一つチェックしていきたいと思うのですけれども。まずそこがあって札幌の子どもたちの現状ということで、その中にまとめて札幌の子どもたちの実状というものを。その結果、私たちはこう札幌の子どもたちの実状、現状を把握しましたというまとめをこの2章の最後に付ける。このたたき台の19ページに札幌の子どもたちの実状ということで、これもまだ十分こなれてはいないのですけれども、3つぐらい挙げて、ここにまずしっかりとした実状が書かれなければいけないわけです。それでそこまでいった後に、今度は数字で見る札幌の子どもたちということで、これはアンケートとか、そのほかいろんなこれまでの調査などで統計が出ているものなどを盛り込みまして、数字で見る札幌の子どもたちというのを付けてみようかなと。それでいよいよ最後、条例への課題ということで、これは条例に盛り込むべき基本的な視点というか、問題点。これは先ほど言っていました札幌の子どもたちの実状という把握が我々にありまして、それを子どもの権利条約の面から見た時に札幌の条例には、どういう観点で何を盛り込まなければいけないかというのをまとめていくということですね。それで1番の「作るべき条例の性格」とか「柱となるべき札幌的な理念」。これは議論の中で出てきたものを私の方で今まとめることは可能だと思っておりますが、問題はそこまでいく前にこの具体的にどんな課題があるだろうかということを一応挙げてみたのです。それでこの所に今日は力を入れたいと思います。そんな目次で最後はまとめというか、序章があったら終章ということなのですがね。「はじめ」と「終わりに」はあまりたいしたことはないのですが、その1章から4章まで、こんな骨格構造でいきたいととりあえず考えてみました。まずこの骨格構造自体について皆さんどうですか。「いや、もうちょっとこんな方がいいのではないか」という骨格構造そのものに対するご意見があればお伺いしようかと思います。骨格構造はそんなに目新しく変わることは多分ないとは思っておりますけども、今後できあがるまでの間に変えることは十分可能ですので、その骨格構造なんかも意識しながらちょっと議論してまいりましょう。第1章の方から順番に見ていって頂きましょうか。さっきちょうど教育委員会の方から権利と義務とか、学校の現場に迷惑のかからないような条例がいいなというような意見も出ていました。なぜ今子どもの権利条例なのかという所について、ここの(1)から、この文章は私が書いたのですけども、私としては子どもの権利の本質というのは端的に成長発達する権利と言い切っているのではないかと思います、そう言いました。権利と義務とかについては、原文の方ではもうちょっと長く書いていたのですけど。あまり長くてもということで、切っただけです。ここの所はもうちょっとページ数を割いて書いた方が良くはないのでしょうか。さ

っきの教育委員会からのペーパーを見ますとね。ちょっとご意見を自由に頂
けませんか？

J 委員 例えば3番で子どもの権利の本質は何か、これをもう少し整理しながら、
もう少し膨らんでもいいかなと思います。あと4番目、権利と義務。この中
の3番辺りで含めて書いた方が逆にいいのかなと思ったものですから。

委員長 そうかもしれませんね。

J 委員 いずれにしても3番をもう少し膨らませるとか。

L 委員 3回目の喜多先生の講演会の時にも今の話が非常に出ていまして、確か川
崎の中学校の先生方がなかなか理解してくれなくて、校長会に行って説明す
るのが大変だったという話をされていたと思うのですね。実は必ずと言って
いいほど子どもの権利の話をする、義務の話が必ず出てきてしまうものな
のだろうと僕は思っているのです。義務、義務と言う人は必ず、どうい
う読み方をしても、このペーパーをどうやって読んでも義務がちゃんと書いてあ
るかという所に観点が行くのであって、僕は子どもの権利の本質は何かとい
う所を丁寧に書くということ。それはもちろんいいのだろうと思いますし、
やぶさかではないのですけども、やっぱりどこかに権利・義務についての理
解といたしますか、私たちの考え方というのをどこかに明示しておかないとな
らないのではないかなと思うのです。正直言って、子どもの権利条約が批准
されて10年も経っているのに、なかなか教育現場でも認知されていないだ
とか、あるいはその考え方が周知徹底されていかないという部分はやはり日本
の教育界における義務の捉え方の大きさがあるのではないかなと思うのです。
だから子どもの権利条例を制定するに際しては避けて通れない部分だろ
うと僕は思っていて、子どもの権利の本質は何かという所をもう少し丁寧に、
委員長が最初に書いてくださったものに近づけるような形で膨らませて書
いて、理解を広げていくということがいいと思います。項目として権利と義
務を外しても、結局は同じかなと。外さない方がいいかなという気はしてい
ます。以上です。

委員長 いずれにしてもこの権利と義務の誤解というのか、これに対する話はしな
ければいけない。でも皆さん、私、ふと思ったのですが、権利と義務は裏
表であるという言い方をするというのだけど、これは確かに法律の世界で契
約なんかの場合、民法なんかの場合ですね、例えば売買、物の売り買いをす
る、賃貸借、物を貸すという場合、例えばアパートを借りる時などというの
は賃料も払わないで、部屋を利用する権利があるかというように、あれは契
約の時は、双方で権利と義務って裏表なのですよ。売り主というのは物を
公布する義務があって、代金を受ける権利がある。買い主はお金を払う義務
があって、払ったら物をよこせという権利がある。契約の場合というのは確
かに権利と義務は裏表なのですよ。だからこれをイメージしてしまうと権

利といった時に義務というのが発想としてすぐ出てくるのだろうけども、基本的に人権のことを言う前に、基本的人権を語る時に義務は裏表だ、裏にあるとかって話は聞いたことがない。そうですね、Sさん。同じ法律家の1人として。ものすごく悪意に満ちた法律家か、法律に無知な方がそういうことを言い出したのではないだろうかと思うのですが、どうでしょうね？

S 委員 今、委員長が言ったことは言葉を換えると相互契約という両方義務を持っている契約だからであって、ここで語ろうとしている権利というのは人権の問題だから、そこで言っている相互契約とは全く違う話だという整理ができていないのですね。伝え方がまだまだ足りないということです。

委員長 少しまどろっこしい、ダラダラとした説明になるかもしれないけれど、権利と義務の誤解の神話か何かそのようなことを書くべきです。

J 委員 だからそういうことを序章の中できちっとやってくれればいいのではないかと思う。わかってもらえれば。

H 副委員長 誰が言い出したというよりも、そういうことを言わなければいけない感情という問題に対して、今委員長は神話と言ったのですから、義務を巡る神話という問題を書き下して頂いて。それで私は先ほどQ委員が「誰から誰を保護するという立場なのですか」という質問したのは、多分こういうことだろうと思うのです。大人の中にいろんな意見の違いがあって感情的に対立している。この問題を整理しないと、今やろうとしているこの条例づくりはすんなりいかないだろうと思います。

委員長 学校の先生なんかはいかがなものでしょうか。子どもをおとなしくさせるためには、「君には果たさなければならない義務があるのだよ」というのが大変都合がいいということなのかな。

Q 委員 用語としてはこの場合は人権なので、保護とか、責務ならまだまし。人権の中で義務を語られるのはおかしいと思います。教員というのは権利を守る主体でもあるけれど、その客体にもなりうるのではないか。子どもというのは学校で過ごす時間が一番長いので、その学校の中で権利侵害を受けることがあるのですが、その際に教員によって侵害されるということもあります。教員自身は全然そういうことは意識にないのだけれども知らないうちにやっているということはありません。ただ札幌も、北海道もそうなのですが、いわゆる体罰が多い。全国的に多い。これはどこからきているのかという、やはりそういう法に対する意識の甘さという所もあるのではないかと。多分いろいろあるとは思いますが、そういうことで今回の権利条例をスタートして権利の普及ということを周知徹底したいと思っています。そういう意味であまりこの権利と義務の義務という言葉の思い切って変えて、徹底的に変えた方がいいのではないのかと思いました。

委員長 わかりました。徹底的にというか、ちょっと意識して変えてみます。この権利と義務の問題についてこういう書き方がいいのではないかとか、こういう視点だと説得力が増すのではないかというのがあったら少々知恵をお借りしたいのですが。やはり現場の先生としては「君たちがやらなければいけないことです」って何か知らないけれども、最初からそういうことを言えた方が指導しやすいということはあるのでしょうか。

P 委員 そのページの、3ページの4行目の所、書いてある主旨はわかるのですが、こういう風に言い切っているのかなと思います。「この条約の特徴は子どもが保護の対象ではなく、権利の主体として認められている」。これは権利の主体として認めるという前進があったのだと思うのですが、先ほどの保護との関連でいうと、保護の対象でないと言い切っているのですか？

委員長 それは少々誤解がありますね。保護の対象でもあるのです。今までは保護の対象でしかなかったのがという、その所の少しあれですね。私もまとめて書いたわけではないのですが、保護の対象であるだけでなくと。そういう書き方でなくてはいけません。あとなぜ条例が必要なのだという人に対する説明なのですが、もう少し何かいい説明の仕方がないですか？私は原文では勧告を引っ張って書いてはみたのですが、早い話が国がやってくれないから我々でやろうということです。あと書くとすればもう少し札幌市の将来に渡る基本的な子どもの施策の根拠規定になるわけで、いったん決めてしまえば市長や子ども未来局のスタッフが替わろうが、子どもの施策を考える時の1つの羅針盤となりうる土台をしっかりと部分として作っておく必要というのがあるという、そんなことを書き加えるということはできるし、書き加えようかなと思いますけどね。なぜ必要なのだという必要論についての答えというのは、こんなものでいいのでしょうかね？作ろうとしているのになぜ必要なのだということ自体、随分意地悪な人だなという感じがしますけどね。札幌の子どもたちが本当に幸せすぎて、どうしようもなく幸せだということのだったら不必要ということにもなるのでしょうか、どう見てもそうは実情はならないと思います。

J 委員 今の札幌市でいったら、いじめとか不登校とかがいっぱいある。だから以前からそれをすべて救うためにこれをやるというのではなくて、子どもの人権というのをもうちょっと尊重しながら育てていこうというのが前提なのだと思います。だからあまりこんなところがあんなところが悪いということをやらないで、もっと子どもの人権という所を、子どもも人権を持った1人の人間として扱うということを出していかないと。では今の札幌の子どもは幸せなのか不幸なのかという、そういう発想で書かない方がいいと思います。

委員長 それはそうですね。何か思わず具体的な必要性を言おうとすると、いかに今がひどいかと言うことを言いたくなっちゃうのですが、そればかりだとね。

L 委員 私も札幌市のここが悪いからという論点で書くよりはそうではなくて、基本的人権が尊重された社会というのができているかどうかというとなかなか微妙だと思います。大人の社会でも現実には、子どもの権利に関してもなかなか認められていないというか、尊重されていない現状があると思うのですけども、今ここで札幌市が子どもの権利を尊重して、子どもの権利ということをきちっと条例化して、子どもたちを育てていけばそういう中で育った子どもたちが大人になった時によりよい社会を作り、この可能性を大きく伸ばしていく。そういうことを僕は子どもの権利条例を作ることの価値として記載していったらよいのではないかと思うのです。自分に人権があるのだと認識できなかった人が大人になった時に初めて人権があるということに気づくというよりは、やはり子どもの時代からきちっと人権ということを教えられて、気づいて、理解して、育った子どもが大人になってよりよい札幌市を作っていく、そういうプラスの観点を打ち出した方が、僕はいいのではないかと思っています。

委員長 そうですね。そこはその通りだと思います。

P 委員 上田市長が議会の中で答弁している文章を引用したらどうかなと思いました。趣旨は「国連の子どもの権利委員会の勧告を真摯に受け止めたいと。しかし人権、権利という概念は生活の中で具体的に捉えられていない面があり、札幌市においても子どもの権利、人権を共有する土台作りがまだできていない」というような文章があるのですね。それをそこに挿入したらいいのではないかと思いました。

委員長 わかりました。

J 委員 あと3ページ目の子どもの権利の本質の所、真ん中の所はちょっと固すぎるから、もう少し柔らかさを。3ページの一番真ん中に「これまで子どもは未熟であるから」この辺は重要だけど、これちょっと固すぎる。表現的に柔らかい方がいいと思います。

委員長 そうですね。基本的にこの中間答申は言葉遣いはですます調で、子どもが読んでもわかるように平易な言葉でというのですか。難しい言葉はやめましょうね。噛み砕いて、自分で咀嚼して。ではちょっとそういう視点で、もうちょっと、そうですね、必要性についても今の上田市長の言葉とか、子どもの人権は未来への贈り物、人権を大切にされた子どもが大きくなれば札幌はもっとよくなる、社会もよくなるという。それではちょっと全体的なこともありますので、次へ進みましょう。どしどし意見をお願いいたしますね。まず札幌の子どもたちの実情。これはそれぞれの担当の方に書いて頂いたので。それでテーマの与え方というのが私の方で、例えばAさんに家庭と子育てと

いうのを書いてもらったのですが、けっこう大変だったと思うと申し訳ないなと思っていたのですけどね。これ、ちょっと変えまして、家庭と子育てということとして、その中に保育園、幼稚園、児童虐待、障がい者、マイノリティーと。家庭と子育てを大きな項目にして、その中に保育園、幼稚園等々ということですね。こういうのをちょっと考えて。前の案の時にはそれぞれのテーマをただ羅列していたので、原文の所で子育てと書いて羅列して書いてあったのですが、ちょっとそういう風に変えて、もうちょっと保育園だ、幼稚園だのを話していく前ふりに、Aさんの書いてあったものを文章化してみようかなと思って、私も最初の6行ぐらいは書いてみました。これはFさんの保育園の部分については近々できてくるということでございますので。そんな形で保育園は後にして幼稚園、それから児童虐待、障がい者、マイノリティー、こういう風な中身にして。私、ちょっと思ったのですが、幼稚園の現状、保育園の現状、学校を含めて統計の数字を書いた方がいいですよ？例えば幼稚園で何人の幼稚園児がいてという、それがないと何かイメージが膨らまないの。これは単に量的なもので削ったというだけで、これはやっぱり付けなくてはダメだという気がしました。

M 委員 保育園も幼稚園もいない人もいるから。

委員長 そうそう。それでいくつの保育園があって、何人の子どもたちが行き保育園で生活しているかということ。これは改めて使います。それで私はこう言っちゃ何ですけども、幼稚園の現状と書いてある、これはMさんにお書き頂いた。これが模範答案的な原稿として、大変いいのではないかなと思ったのですよ。それでみんなこれだとかかなりの量になっちゃうので難しい所もあるのですが。それで現状から課題まで、この幼稚園の現状についてはMさんの責任で書いて頂いてるのですが、これ自体についてどうですか？

M 委員 先ほどおっしゃって頂いたように原文の最初の文が抜けています。ここがなかったら札幌市の幼稚園の状況ということがつかめないと思いました。あと削ってくれるのは一向に差し支えないのですが、満3歳児というのはつい最近になって入れるようになったので、それで入れました。この解釈になって満3歳から入るようになりまして、これも入れてみました。たたき台のものを優先するのであれば6ページの下から3行目の所はちょっと1行空けて、全体像を言っているの、障がい児のことを言っているわけではないので、そこの所はちょっと空けてほしいなと思いました。それから両方にかかってきてゴチャゴチャした意見になりますけれども、前文は付けてほしい。

委員長 原文の方がいいなと思いましたね。全体をスリムにしようと思ったのですね。贅肉だけでなく、本当の肉まで削ってしまっ。

J 委員 あといいですか。もし保育園とか幼稚園とかを入れるのだったら、例えば

最近子育て支援とかいっぱいやってますよね。それも出てないとおかしいと思います。

H副委員長 6カ月とか8カ月くらいの0歳という保育もそこにくくれるのですが、家庭と子育てと、家庭とですから家庭アンド子育てですね。今言わんとしているのは子育ての方を今整理しているわけです。家庭というのはずっと残されている部分で、こういう幼稚園、保育園に行かない子どもたちは家庭にいるわけですね。家庭の事情はやはり非常に大きいジャンルなのです。だからそれをきちっと整理しておけば、今言ったような問題もカバーされると。

委員長 そうするとそういう保育園だ、幼稚園だということとは別に今の家庭での子育ての問題点というものを、Aさんのこれにもうちょっと、その札幌の具体的な問題点を追加して頂きたいと思います。

J委員 (ノーマイク)子どもの数とか、乳幼児の数とか何とか出てくるのだよね。そういう数字も入れながら。

委員長 居場所もあとで出てくるのですけどね。ここの所は、ちょっと案を出して。
S委員 今の所では案になっていないけど、自分の所に関わる所しか言えないのですけど、家庭と子育てという項目の中に例えば障がい者とマイノリティーとか虐待と入れてしまうと、そこから漏れる部分がかなり大きいのでどうかなと思って。もう少し数字的なものとか、子どもたちの現状に関しての項目をボンと出して、そして各論的に今、家庭と子育てと分けていった方がいい気がします。具体的には第3章と5はまとめになっているのだけれども、まとめの項立ては置いておいて、子どもたちの実像みたいな所を前出しして。

委員長 最初？

S委員 いや、最初じゃなくてもいいかもしれないけど、少なくともこの1の(4)、関わりでいうと障がい者とマイノリティーを家庭と子育てという所にくくるのはちょっと違うという感じなのです。むしろ学校とか地域とかの方につながっていくテーマだったのです。虐待だって家庭と子育てだけに収れんさせていいのかというところでもなくて、学校とか地域という所につながっているテーマだと思うので、その辺の整理をして頂きたい。

委員長 虐待は家庭と子育てのストライクゾーンだと思うのです。

S委員 メインゾーンはそうかもしれないけど、そこだけに収れんさせてまとめきれかなという感じもするので。それは行政の取り組みとかも出てくるじゃないですか。そして多分養護施設とか、その辺のつながりとかも出てくるとすると、ちょっと書き方はわからないのですけれども項目立てでいうともうちょっと広い所に関わってくるかなと思うのですよね。

委員長 だから児童虐待なんていうのはやっぱり課題とか対策というようなことを考えると、こっちの福祉とかに関わってくるわけですが、例えばEさんがここで書いてあるのは札幌でネグレクトが多いとか、そういうことで

虐待の現状を書いているので。ここまでは家庭と子育てでできるので。

M 委員
委員長

いいですか。そういう風に分けると幼稚園は学校の枠の中なのです。

これはなぜこういう風になったかというところと障がい者とマイノリティーというのは、ずっとこれからわかるように後ろの方にあったのです。それを私が子育て、学校と分けてあったらもう1つ分けたいなということになって、地域と福祉等で分けてみたのですよ。そしたらその最後の方にこの障がい者とマイノリティーというのが来たわけです。そうすると地域と福祉か？という話になって、それとは別に大きな4で障がい者とマイノリティーと立てるかとなった時に何か落ち着かないから、上の方へ持っていけとなっただけでしょね。何か量的に。分け方として、幼稚園が学校だと言われたら、それは管轄はそうかもしれないですけど。でも何となく子育てというところと幼稚園、学校というよりは子育ての延長みたいな感じにならないかな。

B 副委員長

幼稚園は確かに学校教育の中にあるものであって、保育園というのは福祉施設であって、それでいくと保育園だとか児童会館、それから養護施設、学童保育、これは全部福祉法でくまられていることですよ。それから地域と福祉等という中で収容するとなると無理が出てくるかなというところで。もう少しこの辺の項立てを再考してやった方がいい気がしますね。

委員長

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の段階を追ってという風に考えてはみたんですけど、それで最後の方になると段階とは関係なく児童会館、学童保育とかがあって。それなりに最初は私の頭の中でも整理されていたんですけども、いろんなことを言われると何か不安になってしまって。それもそれぞれの並べ方はちょっと考えます。

Q 委員

それでちょっと。こんなのは意見なのかどうかかわからないですけども、今皆さん、この重複する所で分けられていますよね。例えば年齢別に分けるといって、要するに0歳から何々歳まで、次に何々歳から6歳まで、6歳から12歳まで、12歳から15歳まで、15歳から17歳までという分け方もあるのではないのかなと思って。これ、第2として子どもですよ。子どもだから、子どもは1年毎に年をとっていくわけで、年を追っていけばいいのではないかという気がしました。

委員長

児童会館、学童保育、これは年齢で出掛けるようになっていますがその年齢の区切り方で収まらない所は？

G 委員

年齢でやるのであれば0歳から3歳までは保育園に行くのと行かないのがあるし。実際に今は2歳からでも体験学習で幼稚園に行っているのも、1週間に2、3回ぐらい行っている子もいるし、だから毎日の生活の中でどこが一番ウエイトがあるか。特に札幌市は子ども館というのがあったから幼稚園、保育園に行かせない家庭がいまだに多いという部分の子育ての所を表現するのであれば、やっぱり0歳から6歳を区切ってそれぞれの方向性を出し

た方がいいかと思います。

委員長 そうすると区切り方としては0歳から何歳まででした？0から3、3から6歳。

G 委員 あとは小学校でもいいです。

委員長 あとは小学校でいいか。あとは12から15歳、15から18ですね。それと児童会館、学童保育、施設はそれとは別の項立てで。それが全体を1つにまとめるようになったテーマというのはなかなかありません。その児童会館、学童保育、養護施設、それと障がい者とマイノリティーをまとめる項は。

F 委員 ごめんなさい。水を差すようなのですが、年齢で分けるよりはやっぱりカテゴリーわけしていた方が収まりが着くのではないのでしょうか。一般の方が見たり、利用したりするとか、受け止める時もある程度カテゴリーごとになっている方が整理が付きやすいかなと思いますが、いかがでしょうか。

H 副委員長 折衷案ではありませんが、子どもが主語になっているこういう条例の場合は、やはり子どもの発達段階に合わせて書き下していくのが良いのですが、それを書いている中でこれは家庭の問題、これは地域の問題だと、これは保育機能の持っている教育だとか、保育園の問題だという風に、カテゴリーが必ずしもその1つの年齢を書こうとした時にかぶさってくるわけですから、この年齢の時にはそのカテゴリーの所をきちっと書いておくべきだという判断をして、課題を書き下すという方が一番やりやすい。それでMさんの所の幼稚園の場合は障がい児については下の段、下から3行目を外して書いていまして、さらに遊びに関しては幼稚園児の子どもたち全体の地域の問題だとして書いたのか、幼稚園の中の自然ということ、遊びを意識して書いたのかはちょっとわかりませんけれども、そういう狙いがあるから書いているのだと思うのです。ですから2つのことを一緒にして作業している。つまり年齢というファクターと、そういう要因と、カテゴリーというか、言ってみれば組織や機能、すでに大人たちが作り出して仕事をしてという部分をうまく並べて、掛け合わせて書くというのが現実的だと思われま。

委員長 はい、お願いします、どうぞ。

T 委員 昨日、これをずっと読ませて頂いたのですが、何かちょっとこんがらがると感じましたのですね。と申しますのは、この第2章の札幌の子どもたちの現状を書く段階で、委員会としてフォーラムや調査とか、そういうことをした結果についてまとめていくものなのか、それとも各学校とか福祉施設とか、保育園とか、幼稚園とかで感じている子どもたちの権利という所に視点を置いて十分に守られていないとか、あるいはそういう所をもっと伸ばしていきたいという視点でまとめていくものなのかということが、何かちょっと私自身がよく見えて整理がつかないと思いました。例えばこの第2章の題にしてみますと、札幌の子どもたちといった時には権利侵害だけではなく

て、いろんな実態があると思うのですね。ですからもしこのテーマ自体を子どもたちの権利が守られていなかったり、また十分でないという視点からというまとめ方で整理していく方がいいのではないかと昨日読んで感じました。そういう所を少々述べさせて顶きました。

委員長 はい。まさにここの所は子どもたちの現状がこうで、だから権利が十分守られていない実情を懇談、出向きなど各調査、それからそれぞれの専門分野の人たちに書いて頂いたつもりですので、必ずしも出向きとか今回の調査だけに限らず、これまでのご自分たちの研究の成果、それから体験の成果を踏まえて書いて頂いてかまいません。その実情を踏まえた後で課題という所につながっていけると思っていましたので、この第2章の所は子どもたちの実情、権利が十分守られていない実情が書かれていればそれでいいのであります。

T 委員 だとすれば何か年齢別とか、そういうことでなくても子どもたちの権利が守られていない実情が見えてくるものであればいいと考えると、私は家庭での状況というようなカテゴリーで分けていても十分その目的は達するのではないかなと思いました。

委員長 それは、保育園、幼稚園とずっと並べていたのを、家庭と子育てとか、学校、地域、福祉とさらにまとめようとしたところに無理があると思いました。それぞれの子どもたちの生活する場というか、カテゴリーというか、そこで見えてくる子どもたちの実情が、例えばこれを全部合わせると10いくつになりますけれども、10いくつあってもいいと思います。それを3つにまとめなければいけないというのは、やはり無理でした。ちょっとそういう視点で、カテゴリーを大事にするという方向でいった時に、幼稚園のところはMさんのこれをもうちょっといい部分を生かして。

M 委員 私は本当に実情をまとめました。ただ権利が守られていないという所に主体を置いた実情ということではなくて、今札幌の幼稚園の実情と思って書きました。だからちょっと違うかもわかりません。

委員長 いや、それは、実情が語られれば当然それが十分守られていないということが出ているはずです。でもMさんの幼稚園のこれに、十分権利が保証されていないということを書き加えるということは可能ですか。確かに課題の所に書いてくれたのは、意識して書いてくれたのはEさんとか、Vさんとか、それからRさん、Dさんが書いてくれているのです。Mさん、どうですか、課題。

M 委員 あくまでも子育てという点で、札幌における幼稚園の実情としての課題ではなくて、私は子どもが育っていく過程において幼稚園の中でという風に考えたのですね。ですから総枠の所でこんな課題からあんな課題まで両方とは言いませんでしたし、これから書いてもいいのであれば書かせて頂きます。

委員長 書きましょう。幼稚園の側から見た課題というもの。じゃあ、早速執筆の方をお願いいたします。特にそのほかお気付きの点はありませんか。

J 委員 それでさっきのは結局どうなったって？あれ、幼稚園でたくさんあって、3つがあったでしょ。あと児童虐待とか障がい者とマイノリティーのことは？

委員長 一応さらに大きくまとめていくかどうか、そこまで無理してまとめなくてもいいのではないかと。12をダーッと並べてもいいのではないかというお話でした。ついつい我々としては、僕は12を並べるのではなくて、12を3つぐらいの縦に分けて分けると何かエレガントじゃないかなと思ったりするのだよね。いいですよ、12の視点から見た子どもたち。それから児童虐待に進みますけれども、これもこの間児童相談所の方からの統計が新聞に出ておりましたけれども、確か札幌はネグレクトが多いのですよね。

じゃあ、10分間休憩。

それでは始めましょう。最初に事務局の方から言われたのですが、今日たたき台というのを皆さんにお渡しして、これに基づいて議論しているわけなんですけども、これは今日の傍聴の方にはお配りしておりません。ほかの資料は全部お配りしているのですけれどたたき台ですので、さっきから言っているように言葉遣いから始まって頂立てまで全体的に次から次が変わってしまいますので、あとでどんな風になっているのだとご覧頂く分にはかまいませんけれども、一応配布はしないで、もう少し姿形ができあがった段階で、確定稿の前のあたりになった時にお配りして。それまでは我々の中で練る材料という位置づけでいきたいと思います。お配りは現段階ではしません。しかしご覧になる分についてはかまいませんので、どうぞ。まだ不十分なものですけれどもご覧下さいということでございます。さあ児童虐待につきましては統計に基づいてEさんがまとめてくれております。ここについて誰かご意見、こんな書き方がいいのではないかというのがありましたら。この児童虐待につきましては非常に社会的にも問題になっておりまして、書こうと思ったらいくらでも書けるわけです。どうですか、元児童相談所のBさんとしては。

B 副委員長 児童虐待については書こうと思ったらいくらでも書けるわけですが、実態を知らしめるという意味では要点的にはこれでいいのではないのでしょうか。

委員長 ちょっと私なりに加筆するところがあったりしたら加筆したいと思えますけれども、基本的にはこれでいきたいと思います。それから次が障がい者とマイノリティーの所は今日Sさんの方から原稿が出たのですが、ちょっと概略をご説明頂きましょうかね。

S 委員 障がい者とマイノリティーというくりでどこまで入れるかというのが

ちょっと悩ましくて。養護施設は別項があるので外しました。女性についてというのを入れることに違和感を感じられる方もおられそうなのですが、一応前回性教育に関わる資料が、数字等の資料が出たので、その部分に関連しては入れました。まだ叩き台としては初期のところなのですが、項立てとしては女性についてと、障がいを持っている子どもたちについてということと、それから多国籍。アイヌ民族もちょっと別項目にするにはあまりにも今資料がなかったので、3として在日コリアン、アイヌ民族、外国人などのマイノリティーとついて、そして4項目としてそれと重なりますが、外国籍の子どもたち、国際結婚カップルの子どもたちなどについてと、今のところ4つについて書いています。書いてあるといっても、まだ材料が十分揃っていない状況なのですね。それぞれの書き方について先に説明しておく、2004年の国連子どもの権利委員会の最終見解の所をまずベースにそれぞれについて書いています。それを踏まえて現状はどうかということ、課題はどうかということと一緒に書いています。見て頂くと1枚目は1の女性についてという所で言うと性的搾取、虐待等についてのその最終見解を挙げた上で、2として積極的な性教育の取り組みが非常に必要である、必要課題であるということとを前回配布のデータに基づいて書いていて、さらに加えて3として暴力防止などの教育プログラムなどの実施拡大という所をさらに明かして書いています。ここは他の都市なんかでも例えばCAPのプログラムなどを公立の小中学校で導入している自治体もありますので、ぜひ札幌でも市内全部の小中学校で実施をと、これは私の意見として強調して入れております。それが女性について。それから2項目目の障がいのある子どもたちについてという所で見て頂くと、最終見解の中で精神的な障がいを含む障がいのある児童が条約で保証された権利を享受するに当たって、依然と不利な立場にあって、またこれらの児童の教育制度およびその他の余暇、文化的活動に十分に統合されていないという点の懸念と、それから障がいのある児童や関連の非政府組織と協力して、障がいのある児童に影響を及ぼすすべての対策について、その子どもたちのニーズに適合し、機会の均等ということに沿うものとなるように見直しを進めること、それから統合をさらに促進すること、それから特殊教育や障がいのある児童へのサービスの人的、財政的資源を増加させることというのが勧告として挙がっているので、それを現状はどうかというところで書いています。ヒアリングの内容で見てきたものを次の2の所に書いていますので必ずしも整合して書かれていません。小学校区内に通える養護施設がない、スクールバスがないというようなこととか、それから全体に関連して特別支援教育の内実が進んでいないという指摘があったことを2の所で書いています。3として学校へのアクセス権保証という形で書いたのですが、市教委のホームページ

を見ると市の学校適正配置検討懇談会というのがあって、その意見の中には養護施設などの適正配置については書かれていないのですけれども、私としては早急に現状を調査した上で公教育へのアクセスをさらに保証する方策を講じる必要があるのではないかとということと、統合教育の実現に向けた札幌市独自の取り組みを進める必要があるということを書きました。もうちょっと具体的にという所をきっと皆さんの意見で言って頂けるのだと思うのですけれども、一応今の段階ではここまで書きました。あと4として特別支援教育については、私もちょっと不勉強なところがあるのですけれども、文科省がホームページに書いてあること、それから札幌市はどんなことをやっているかを書いていることを一応挙げました。札幌市ではという4の2段落目を見て頂きたいのですけれども、平成15年度から計画期間である基本計画というのがあるそうなのですが、それに基づいて1人ひとりのニーズに応じた多様な教育の推進を図るということで、4点、そこからまで書きましたが、太い柱として掲げていますけれども、じゃあ十分な数と専門性が確保されているのかという所は疑問があるので、統合教育の実質化を視野に入れた特別支援教育の在り方について早急に議論を深めて取り組みを進める必要があるというまとめにしております。それから5点目として聾教育についてという所で、ここはちょっと限定されたことしか言えないのですけれども、日本の聾教育では原則として手話教育が認められていないという状況を直前の勉強会で知ったようなことだったので、市内における聾教育などの場で手話教育が保証され、手話教育のできる教職員が配置されることを求めるというように書きました。あと弁護士会の意見書もあるので、そこは参考にしてほしいなということも書きました。それから大きな3項目目として在日コリアン、アイヌ民族、外国人などのマイノリティーについてという所で、1としては最終見解を書いています。何か読んでしまっているのですけど、いいですか？こんな感じです。

委員長 もうちょっと難しい内容、さっき言ったように平易な内容でどこまで書けるかと、言葉で書けるかという兼ね合いですか。

S 委員 言葉の問題はこれから解決できると思うのですけれども、内容的なところで、ここはちょっと新しいところだと思うのですよ。今までのアンケートとか、出向き調査でも必ずしも十分網羅されていないところをいきなり中間答申でまとめようというところに若干というか大いに無理があるところでもあって、非常に目新しいところも出てくると思いますし、まとめる側からすると非常に資料がないところでもあります。テーマのこの設定の仕方とか内容について総論的な意見を今日出して頂いて、それに基づいてさらに次回までに充実させてわかりやすくしたいと思っています。

H 副委員長 C 委員の方から障がい児ということでレポートが出ているのですけれども、

これは作業の途中だと理解しております。今の先生のまとめはかなり発展的に網羅されているのですけれども、総論的なことからいきますと意見表明がスムーズにいかない場合の代理、代弁者たることが非常に必要なことであると。地域の住民もそうですけれども、それに関わっている専門家たちもそういうことに配慮していくということが基本的な子どもの権利。それから交通移動の自由とか、基本的人権の問題。これがやはり障がい児の1つの、教育ばかりではないですけれども、障がいということに関わって出てくる問題だろうと思います。

委員長 これはCさんと、SさんとCさんの部分を合わせる形。書き方としては最終見解を先に持ってきてというスタイルで書いて頂いています。ここだけそれでいくわけには多分いけないので、この実情のところを先に挙げて。量的にも2枚ぐらいに。勧告のところを削ると少なくなるので。それとできるだけわかりやすく、平易な言葉でということをお心掛けて頂きたいと思います。私もこの分野についてはほとんど知識がないものですから。しかしこの分野を落とすわけにはまいりませんので。何かお気づきになったことはありませんか。

S 委員 むしろ漏れがないかというか、こういう観点を入れるべきであるというご意見をぜひ今日伺っておきたいと思います。

H 副委員長 ここはかなり専門性を要求されている部分かなと思うのですけれども、映像権とかプライバシーの問題ということで、必ず本人に了承するというのが1つあるのと、それから地域とか、いろんな施設すべてに関わっている場合にその個人の情報というものがいろいろ散見されるのです。それをまとめ始めた時に、今度それを誰かが横から見に来ることが出てくるので、そういうことに対する配慮がこれから必要になってくるといわれている領域なのですね。それから本人の意志を確認するという。当事者が社会に参加するというを前提にして考えてほしいと思います。

委員長 そのほかSさんが執筆するに当たって参考になるご意見がありましたら。ちょっと専門的な分野でもありますのでCさんとか、Hさんと交歓しながらよろしくお願いします。続きまして学校。くくっちゃったから学校なのですけれども、小学校の所でVさんから条例の文案まで考えて頂いたようなのですね。レポートを頂きました。それをちょっと削りすぎたと思います。学校の所は確かに子ども、小学校、中学校あたりは子どもの実情といった時にメインになる場面かもしれませんが、削られた側としてはちょっとこれは具合が悪いという所もあると思うのですが、戻しましょう。

V 委員 これを書くに当たって約A4、2枚ということで小学生の outgoing 調査で声を集めて、今回が小学校ということなので、その声を反映しながら小学校という学校の中で課題になることを書くというつもりで書いたのです。1番は

特別支援教育に関わることが主なのですが、だいが削られているので意味が通じればそれでいいのかなと思ったのだけれど、2番目は今は市教委の方で進められている学校適正配置計画というのをくんで、1つの学校という枠もあるのですが、地域の学校という枠でこれから考えていく形になるのだと思うので、今日のたたき台の方には削られているので出ていないのです。

委員長 小学校のこの部分を読んだだけではさっぱり実情がわからないということになってしまっている状態なので、これは戻して頂ければと思います。それで「条例に」と書いてある所は課題の方にこのまま、ちょっと言葉を変えまして使えればなと思っております。

V 委員 「条例に」というのは考えなくてはいけないことだと思って、もし余計なことがあれば省いてください。

委員長 これは皆さんのお手元に配りますので、ちょうど項目ごとに一応対応しているわけですね。これが1つの課題。

V 委員 できれば今回の条例づくりと関わって解決していきたい課題として挙げられるものだけを。

委員長 それはたたき台の方の20ページに一応全部そのまま移してあります。これはちょっと文章化しなければいけませんけれどね。

V 委員 小学校の方なのですが、特別支援教育制度が始まりまして、これはとてもいいことで、みんなと一緒に勉強するということはとても大事なことだと思うのですが、現実に同じ1つの教室の中で、担任と子どもたちが向き合うという中ではいろいろな物理的な問題が出ております。それでそのことについてできれば教員の加配など解決策、本当にまず物理的に解決策として必要なことは進むようにという。例えば退職者のボランティアとか、資格を持っている方で家庭に入られている方のボランティアも含めて考えていけるといいなということで書きました。

委員長 今回の部分はどこに？原文の方には今の発言の部分というのはどこにありますか。

V 委員 ボランティアという部分は書いていませんが、教員の加配など物理的な解決策が必要である。1番ですね。小学校の現状。原文でもたたき台でも一番最後の方に書いてあります。1番の最後です。今の学校づくりという面では、子どもたちはかなり学校づくりに関心を持っていますので。それから市教委の方でも実施されている学校評価システムの中に、子どもたちの声、1人の声を反映させていくということで、もう進められているのですけれども、それはより早く現実的に子どもたちの率直な声が反映されるように推進して頂きたいという、これは重なる部分なのですが書いておきました。次の(3)の安心、安全なのですが、ここはかなりカットされてしまっているので、まず1つは情報の発信の仕方ですが、今は携帯メールとか、光ファ

イバーを通して情報を発信できるように改善されているということですが、少し前まではプリント例の情報発信でしたので、集団下校も終わって、授業カットが終わってからいろいろなことが発信されていましたので、学校現場では親からの問い合わせで電話が鳴りっぱなしという状況でした。不審者が出た時に、子どもが本当に守られるという1つの方策としては情報の発信の仕方を検討したり、それからもう1つはC A Pなどという暴力の予防を、自分で自分を守るという授業なのですが、現在は親がお金を出して、希望している学校にC A Pが入っているという状況なのです。専門家ですから1時間の中で子どもに落とす内容はすごく濃くて、子どもの身に付く部分が多いのですが、C A Pに限るということではないのですが、子どもたちが自分で自分の安全を守る教育ということについてはもう少し考えていかなければいけないなと思ったりしました。次に(4)の体罰ですけれども、ちょっとここに載っている数字が私が見た資料と、それから未来局さんの方で市教委の方に問い合わせた資料とでは数がかかなり違っております。3月までの体罰による懲戒処分が小学校26件、中学校65件、高校6件、合計95件と書いてあるのですが、数が違ってというご指摘を受けましたので再度調べ直して、皆さんにご報告したいと思います。ただ体罰は依然としてなくなるということとは間違いありませんので、この時に全国でも珍しいといわれている体罰調査委員会が置かれている、札幌市教委でとても前向きに取り組んで頂いております。さらに子どもの側からも体罰が起きた時に、どのようなケアが受けれるのかというあたりもきちっと明示していければいいなと思っています。次に5番目のいじめですけれども、これは数が抜かれているのですけれども、いじめは札幌市の15年度の調査の中でもけっこう多くて、調数の中に現れる数というのはすごく少なくて、いじめの中でも全部は網羅されないであると思うのですけれども、小学校36件、中学校110件となっています。いじめが減ってきていると思う数は4.2%、いじめは増えてきていると思う回答は36.9%。特に中学校では13年度から発生率が増加傾向になっています。小学校は36件と出ているのですけれども、これはすごく特徴的な経過的な例が報告されていると思いますので、実際に教室の中を見た時にはこの数字をかなり上回っていると思います。先ほどいじめている子について、いじめをしている子どもたち、それからいじめられている子どもたち、それから外側からいじめを見ている子どもたちと3者いるのですけれども、やはりどの子どもたちにとっても子どもにとって最善のケアが与えられなければいけないと思います。特にいじめている子どもたちへのケア。先ほどもお話に上がっていたのですけれども、それをきちっとしていかなければいけない、お互いにお互いを大事にするのだという、これは基本的な人権意識だと思うのですけれども、そこをきちっと子どもの心の中に言葉で言うのでは

なくて、心の中にきちっと落としてあげる必要があるなと思います。それがうまく噛み合っていかなければ、いじめというのは多分解消されないのではないかなと思います。そこにも書いたのですが、やはり子どもたちから出た声なのですが、個人懇談でお母さんやお父さんが話す時間は保障されているのだけれども、自分たちが話す懇談、相談の時間というのはなくて、休み時間に先生に話そうと思うのだけれどもなかなか忙しくて、「こんなことを話していいのかな」と。先生に相談していい内容なのか、どうなのかなということ、まずこれを相談するとさらに先生を忙しくさせてしまうのではないかなと考えてしまうという、そんな子どもの声がけっこう多く聞かれましたので、やはり子どもがきちっと相談できる日程とか時間というのを設定していくということをこの条例づくりと並行してやって頂きたいと思っています。それから次に不登校なのですが、数字がスポンと削られています。統計に出ている16年度の数では小学生が245人、中学生では1217人で全体では減少傾向にあるけれども、中学生の不登校は増加傾向にあります。不登校の具体的な理由は小中共に友人に関わる問題というのが多く見られていました。ですがこれは一番多い理由ではなくて、最も多い理由はその他・本人に関わる問題というのが出ていますので、理由というのはとても複雑化、さらに個別化しています。それが解決困難で直接学校に来なさいということは難しい状況にあると思います。市民のメールの中にも学校に行けなくなったことイコール学習できる権利がなくなってしまうというのが現在の状況なので、不登校で学校に行けなくなっても学ぶことができるような、孤立しないですむようなことを考えてほしいし、学ぶ権利の保障をしてほしいという切実な意見が多々見られました。メールを見たのですが、その方は子どもなしと書かれていたのですね。ですから客観的にそういう子どもを一市民がじっと見て書かれていたのかもしれないです。次に7番目なのですが、幼稚園、保育園との連携ということで、まず1年生の中には必ずいるといってもいいのかもしれないのですが、45分間授業を受けられない、イスに座っていることができない、奇声を発するという子どもたちがいると想定しているのではないかなという現状があります。その時に、もし幼稚園や保育園と小学校の教員が子どもについて相互理解できていると、例えば座っていらなくても、一斉授業を受けられなくても、その子を否定するような関わりはしないで、その後の成長を促していくような関わりができるというような、そういううまく学校の教育現場に、45分の授業になじめないお子さんに出会った時に教員がどれだけその子を理解できるかという、まず「この子はいたいどういう子なのだろう」というところから始まってしまいまして、指導の時期が1カ月、2カ月と空白の時期ができてしまうことがあります。ぜひ問題のある子に限らず、幼稚園、保育園と小学校教員が相互理解を進めて、

子どもの個性や育ち、それから教育の在り方について共通理解ができるように進めていかれるといいなと思います。

委員長 はい、詳しい説明、ありがとうございます。やっぱりこれは戻しましょうね。この7つの視点からの今の説明でしたけれども、どうでしょう？足りないとか、おかしいとか、そういうことがお気づきでしたら。はい、どうぞ。

P 委員 小学校だけじゃないのですけれども、小中高を通して子どもの学習の問題をどういう風に考えるかというのが必要なのではないかなと思うのです。子どもの実態調査によると、子どもが授業の理解度は小学校3年生の時は80%を超えていますが、5年生で75%、中学生ですと50%、高校だと30%になるのですね。だいたいわかるのを含めて。それから学力低下への不安がPTAのアンケートによると、少し心配、かなり心配を含めると80%。そういうのをどういう風に家庭でやっているかという、塾に行き始めた、ドリル・問題集を購入したという風に調査の結果も出ていますよね。子どもの権利委員会の勧告の高度に共通的な教育制度の中でのストレスという問題について、やっぱり触れた方がいいのではないかと。現実として塾に行かなければなかなかついていけないということがありますよね。今度、学力テストとかね。中山文科相は「もっと競争的にしよう」と。こういう言い方をされていて、学校現場を競わせていこうということにどんどん傾斜していつている。一層子どもたちが追い込まれている現状は札幌でも同じだと思うのですね。そういう時に、小中高を通して学習の問題についてやっぱり触れないというのは問題なのではないかなと思うのです。どういう風に触れるかは非常に難しいのですけど。以上です。

委員長 そうですね。これはどういう形で触れたらいいか。課題のところに書く時にそれを意識して書きましようかね。今日はたたき台なのだから、9ページ目の2の学校の所に端書きみたいのがちょっと書いてあるのですが、こんなのがあればそこに書くのもいいかなという感じがしますね。

P 委員 中学校のところでは触れているのですね。11ページに、若干。書いているのですよね。できるだけ記述がやっぱり必要になると。

委員長 個別に書いていいことはいいのですけども、共通で書いた方がわかりやすいですか。

P 委員 調査の結果で、これは文部省のもので、札幌のではないのだけでも。小学校、中学校、高校に行くに従って授業の理解度もこういうことだと。そういう不安を子どもたちはやっぱり抱えている、親たちも抱えているというような記述ができるのかなと。

委員長 Pさん、いかがでしょう？ちょっとそれをどこに載つけるかは、編集段階でしますが、先生の今の視点で一筆書いて頂くわけにはまいりませんか。確かに子どもの学習権、学習問題。もうちょっと触れた方がやはりいいと思

いますので。そのほか小学校の方はVさんがかなり詳しく分析してくれていますので、これに基づいて文章化を考えます。それと次は中学校なのですが、このUさんの原稿がかなり短くなっちゃってるんで、よくよく見たら、やっぱり戻します。そうしないとちょっと主旨が伝わらない部分があるので、そう思います。よろしいでしょうか、Uさん。中学校の原文の方をご覧頂ければと思うのですが。こういう分析、ちょっと気になるのが学校の所で、「中学生などによる少年犯罪や不良行為は増加傾向にあり、第3の荒れる学校の到来とも言われている」。それからこの後の「非行の低年齢化、凶悪化などの深刻な問題」という、この部分の4行、最後まで。ここ、どうかな？例えば少年非行が低年齢化、凶悪化、粗暴化していると言われてますけども、我々、少年非行をやってそんな実態は統計上まったくないのですよね。世間では言われてますけど。どうでしょうか、Uさん。

U委員 私は数字を挙げると言えばあれですけども、でも中学生の実態はけっこう厳しいものが、私は現場にいて感じるのですけどもね。

委員長 現場の厳しさ。

U委員 いわゆる私が若い時のそういった部分の質と全然違うことは確かですね。中身だけではなくて、質的な違いというのがあるなとは思っているのですが。これに別にこだわることはないのですけれど。

委員長 質的には変わっているということは指摘されているのですけれども、少年非行の低年齢化、凶悪化、粗暴化という3点セットは、ちょっと我々の中で書くには統計的な根拠がまったくない。ですので、例えばもうちょっと中学生が昔と違って変わってきているということの書き方を工夫して頂く方がいいかなという感じもするのですが、どうですか。ちょっとUさん、その辺の質が変わってきているというのはその通りで。

U委員 ただ言えるのは現場にいと挙げられる部分と、挙げられていない部分という、いわゆる取り扱っている、委員長の立場で取り扱っているそういう公の部分と、そこまでに至らない部分があるので、そういった部分では現場にいと決してこの部分が当てはまらないとは言えないのですけど。ただ言葉としては、それが誤解を招くのであれば言葉を変えます。

委員長 現場にいらっしゃるその気持ち、感覚をもうちょっと。これ、間違いなく、少年犯罪の件数が増加傾向、低年齢化と言っちゃうと客観的な事実としてそういう現実があるかのように受け取られちゃうので。

U委員 はい、私もちゃんと調べたのです。御専門家が指摘された、それはきちっと変えます。

委員長 この部分だけちょっとお考え頂きましょうか。あといかがでしょうか。はい、どうぞ。

P委員 今の問題に関わっていて、この間新聞で小学校での対教師暴力みたいなこ

とが報告されていましたよね。そういう現状があるのだと思うのですよ。中学校も昨日、非行の勉強会・親たちの会の中でも中学校が荒れている状況で、その渦の中にいる親子が心配で来ていました。そういう状況が片っぽにあるのだと思うのです。どういう風に記述するのが難しいのですけど。それから非行の問題と関連して、中学校での薬物の問題。中学生が被害者になるとか、それから性的に被害者になるとか。高校でも薬物の問題というのが札幌の中でもけっこうな数として出てきているということがあるので、子どもが悪いというよりは、そういうことから子どもを守るという立場で、どこかに記述をしてもらいたいと思います。

委員長 薬物なんかの統計というのは出ているのかな。

J 委員 自分は札幌市のそんな仕事をやっているものだから、例えばMDMAだったら500円だとかで今は手に入るのですね。

委員長 どこですか。

J 委員 そんなんで確かに社会問題としても今問題なのだけど、ただ学校で年間、例えば大麻だとか、覚醒剤とかってというのは、校長会で上げられているのは年間4、5件ぐらいなのです。確かに裏に隠れてというものを含めても何件もあったというし、あと援助交際なんかも実際はものすごく数があるのです。ただそれをあまり学校として問題にされていないというか、上がってこないということが確かにあるのです。絶対にこういうことは決めつけて書かない方がいいのかなと思っていました。

委員長 Uさん、これはたしか中学校での行い、対教師暴力とか、そういうような統計があります。小学校があったぐらいですから。ただそれに基づいてそういう現状なのだということでまとめて頂けませんか。決して安心できる状況ではないということはその通りだと思います。小学校の方も入れておきますか。対教師暴力というあたりは。

V 委員 小学校の方も削られてない部分には入っております。原案の方には「教育の現場では一斉授業は成立しづらくなるけれど、(1)さまざまな状況の子どもたちに」と書いてあるのですが、「45分間、教室に入っていられない子ども、パニックになるクラスメートや教師への」。

委員長 では、ここの所にこの間発表された統計を入れましょうね。

V 委員 小学校の場合はそんなに先生に、教師に反抗してくるというよりは、反抗性のADHDの発達課題を抱えて、自分でコントロールができなくなって暴力にというケースもけっこうあるのですね。ですから反社会的な暴力もあるかもしれないのですが。この前の新聞記事は分けることなく、一緒に出ていましたので入れることはできます。

委員長 その中身まで明らかになっていない数字だけれども。

V 委員 対策としては教育カウンセラーが小学校には入っていないので、カウンセ

ラーが入っていないのが理由かもしれないということで、反社会的とか、発達課題とか含めて数字が入っていますので、この中に入れて大丈夫だったのかなと。

委員長 新聞にいつ載っていたのかな。今言ったことは載っていましたよね。もう一度、チェックします。

P 委員 ちょっとすいません。ごめんなさい、私の言い方が悪かったのですが、そういう数を入れるということではなくて、子どもたちがさっき言ったような、個々に競争的な学校教育制度の中でそういうことを祈願としているというか、そういう捉え方も必要なのではないかと。子どもとその数を入れたり、対教師暴力と入れると子どもが悪くなっているという印象を与えてしまうので、そこはどうかかなと。子どもたちの発達を保証していくという、権利を保証していくという観点で言えば、今の教育制度の中で子どもたちが大きなストレスを抱えていて、とてもそういう所に行動として現れているという捉え方をしないといけないのではないかなと思うのです。だからその取り上げ方はちょっと配慮が必要ではないでしょうか。

委員長 だからそういう課題を分析してという所で、分析のそういう視点を書くというのはいいですね。

V 委員 全国的な数字ですので、文章にもし入れるとすると「全国的にもこういう傾向が出ている」ということは入れられると思うのですよね。ただその数字の中身はまだ分析中ですということでしたので、傾向としては入れられると思うのですが、数字は、Pさんがおっしゃるように入れない方がいいかもしれません。大事なのはなぜそこまで至ってしまうのかということで、それを防ぐために何が必要かということ私たちは考えていくのだと思うのですが、小学校ではやはり現場からの声で、企業じゃないのですが、1つの小さなお店側の声で人員が加配されたりするというのが企業だと思うのですが、市教委とか学校はそうはならないと思うのですが、現場のニーズに応じて教員を加配して、子どもがそこまで追い詰められないで学習していけるような体制を取ることが可能か、不可能なのかというところが小学校の中では問題だと思ったので、こういう風にしたのです。

委員長 我々の検討委員会のこの問題に対する視点としてはやはり子どもがそういう変えざるを得ないような状況に置かれている、追い詰められている子どもたちという視点で書くことになりましような。

J 委員 タイトルが札幌の子どもたちだったらもっと。全国的にはそう言われている、だけどもとか何か表現があればいいけれど。一番大きなのは第2章が札幌の子どもたちだから、札幌の子どもたちの現状をきちっと書くのならこれでいいけれど、現実的な数字をだしたら書いてもどうかかなと思います。

委員長 いや、もちろん札幌の子どもたちのことを書いた上で。それはただポツと

こうだよと書くのではなくて、それはこうではないかというような分析まで行います。書いておけばいいのではないですかね。では、ちょっとその辺を意識して文章化してみましよう。それからLさん、高校の部分なのですが、アンケートの分析、これはこれで別の項で使わせて頂くことにして。高校自体の今言った小学校、中学校ときた流れの中でもって現状感という時にどんな内容になりますでしょうかね。

L 委員 ごめんなさい。質問が。僕がその元原稿を書いた時にアンケートとか懇談会とか、そこをベースに文章を書かなければ当然ならぬだろうと思ったものですから、ああいう書き方になったのですよね。例えば国連の子どもの権利委員会からの勧告の大きなものであれば、Pさんが何回か言っていますけれどもかなり競争的な学校の生徒がありますよね。そこについては触れざるを得ないなと僕は思っていたのですが、ちょっと自分の方でまだ用意ができないまま今日を迎えてしまったものですから、次回にペーパーは出させて頂こうかなと思っています。で、もう一度お伺いしたいのですが、第2章の札幌の子どもたちというのは子どもの権利の状況がなかなかうまく尊重されていないというか、今一歩であるというようなことを明らかにするためにいろいろな観点から項目を立てて、現状と分析をするということなのですよね。

委員長 そうですね、はい。ですから例えば高校となりますといわゆる就職の問題とか、中退の問題、ニートの問題なんかは札幌の場合はどうなのかというあたりが、進学の話とは別に大きくあるのではないかと思われるものですから。特に現場におられるLさんの方から。それで中退、就職、ニートの問題についてちょっと書いて頂ければなと私自身は思っておりますが、どうでしょうね。

L 委員 いじめ、不登校とか中退という所はそれこそフリースクールの方の関わりもありますけれども、ニートにもつながっていくだろうし、その辺は書かなきゃいけないかなと。あと一番データの少ないなとっていて、自分も苦労しているところなのですけれど、18歳を過ぎて、それこそ10代の最後、20代の前半といいますが、短大生・大学生のあたりのところについても及ばなければまずいかなとっていたのですが、そこはいかなるものでしょう。

委員長 及んで頂けるのであればけっこうなのですけれど、いわば18歳未満なのだけれども、何ていうかまだ子どもの部分を背負った年代でありますので、そこに触れて頂く分にはかまいません。

L 委員 わかりました。すいません。次回に出させていただきます。

委員長 それで教師たちの現状。今、Jさんからありました断言的というのはいかがかという声もあるということで、含みを持たせた方がいいのではないかと

いう、そんなご発言だったかと思います。

P 委員 J先生に言う通りだと思います。これは原案ですから、率直に書きました。率直に書かないとわからないのですよね。一般的なことはいくらかでも書けるのですけれど、何を言っているかよくわからないということになるので、きっとそういう意見が出るだろうなと思って率直に書いたもので、書き直すのは一向に差し支えないです。それから今日頂いたものの12ページに、これは私の文章ではないのですが、Vさんが書いたものを引用したのだと思うのですが、「学校施設のバリアフリー化が進み」と書いてありますよね。進んでないのではないかと思うのですよ。障がいのある子どもたちがいても、車イスの子がいてもエレベーターがありませんし。そういう現実があるので、「バリアフリー化が進み」と書くのはちょっと問題かなと思いました。

V 委員 学校がバリアフリー化を進め、発達障がいや学習障がいを持った子どもたちも一緒に学び育つように、それを目指していると書いています。特別支援教育の中で見て歩いているのですけども進められているという状況で、現実には進みましたという状況ではないのですね。「目指し」ですか。それはなぜ目指しているかということ、発達障がいや学習障がい、身体に障がいを持ったお子さんたちが一緒に学べるように。

委員長 特別支援教育というPさんの原稿があったので。バリアフリー化が進んでいるという風に付けてみては。

J 委員 文章を直せばいいと思います。「バリアフリー化を進め」に。「バリアフリー化が」じゃなくて「を」にして。

委員長 こうしましょう。バリアフリー化が目指されているみたいな表現にしかないですね。

V 委員 進んではいるのです、はい。スローですが。

事務局(部長) ちょっと説明してよろしいですか。現在、札幌市の教育委員会では特別支援教育計画の策定をしております、バリアフリー化の、おそらくエレベーターなどのお話だと思うのですが、学校現場では玄関のスロープですとか、トイレの関係ですとか、あと障がいを持った子どもが出てきた時には階段昇降機という形で、そういう意味ではバリアフリー化を今進めてきているのですね。併せてエレベーターの着手にも最近取り組んでおります、まだまだ全校とかにはいかないのですけども、新しく造る学校についてはエレベーターも設置しているという形で、今進みつつありますので、それに対してはバリアフリー化の中身についてもきっちり押さえなければ、ちょっと誤解を生んでしまうのではないかと思います。

S 委員 今のことに関わっては現状のデータを出して頂ければ、私の所とも関わるので。

事務局(部長) そうですね。事務局で持っているデータは出していきたいと思います。

- 委員長 ここはPさんの文章にVさんのを無理にはめ込んだというところに問題がございました。しかし今のレベルだと、Pさん、入れてもいいですよ。「進みつつある」とかね。そしたらこの所は「基本計画の推進で発達障がいや学習面のところで一緒に学び育つよう学校施設のバリアフリー化が進みつつある」、これだったらいいかな。
- L 委員 7ページのCさんの文章ではそういう感じではないですね。「学校という建物の大半は障がい児が教育を受けるため通うものではない」ということで、「早急な改善が必要である」というかなりストレートな書き方になっているのですね。だからバリアフリーの中身をちょっと書いて、少しずつ進んでいるとか、そういう書き方しかないかなと思うのですが、現状ではCさんの書き方が近いのかなと。その障がい児とか障がい者の側に立って、弱者の側に立ってみたらそうなのではないかなという気がします。
- H 副委員長 先生は養護学校で会合しています。あの時には父母から提案とかで出されていたことというのは、学校の中ではバリアフリーなのですけれども、それ以外は、違う種類の学校とか、施設とかいう所にアクセスする場合にはそれ相応の人の手助けを考えたり、そういうことを前もってチェックしなければならぬという、そういうようなことが多いのだという話をしました。それで聞き取りのレベルで考えれば、「進みつつある」というのも十分配慮されて進めていかなければならないものは本当のところじゃないかなと。
- P 委員 今の、ここを削ったらいいいのではないのですか。「学校施設のバリアフリー化が進み」をそっくり。例えば私のいた学校でもスロープはあるのですよ。その時には車イスの子はいなかったのです。ただ特別支援教育の関連で交流授業というのがあるのですよ。そうすると車イスの子が来るのですよ。でも2階には上がれないのです。そういう風に非常に限定されたバリアフリーというか、だから「進む」と書くとかかなり進んでいるという印象を受けるから、ここはそっくり削除した方が。
- 委員長 「学校施設のバリアフリー化が進み」を削除すると。
- V 委員 いや、私の学校では今の小学校では限られているのかもしれないのですが、玄関前のスロープ、それから車イスの子が利用できるトイレ、水飲み場も車イス用に低くなっていますし、シャワーも使えるようになっていてということで、確実に進んできています。やはりエレベーターは、階段を昇らなければいけない。各階に車イスがありますので、階段さえクリアすれば各フロアで車イスで移動できるようになっているのです。問題はエレベーターだと思うのですよね。その一つを取って、まったく進んでいないという解釈をするのはどうなのかなと。確実に進んできてはいるので、進みつつあるということで、それはもちろん学校や子どもからの要望で進んでいると思いますので、それをお互いに認め合って、さらに今エレベーターの方も新しい学校には人

が乗れるエレベーターもできていますので、それをもう少し進めていきたいという押さえでいいのではないかなと。「進みつつある」でいいではないでしょうか。完璧ではないけれどもゆっくりいきましょう。

委員長 教師たちの現状のストレスの流れの中で。

S委員 項目的にはCさんと私の所に別個に現状を少し丁寧に踏まえた上で課題として上げるという整理をしたいと思います。

委員長 そしたらこれはやっぱりPさんの文章で、「特別支援教育が始まりました」と。「しかし人もお金など必要だと講じられるすべて教師の努力に」という、この方がシンプルでわかりやすいかな。「バリアフリー化が進みつつある」という内容については将来のところで書いて頂くということで、Vさんのこの文章をここの部分からはカットいたしました。別な所で生かして下さい。だんだん時間がなくなってまいりました。あとで児童会館、それから学童保育。これはDさんとIさんが今日はいらしてませんが、これも元の原稿をもうちょっと生かして書き直したいと思います。ちょっと削り方の関係で分かりにくい所がありますので。元の原稿がたくさん書かれていますので、何とか使います。それでRさん、いらしてしますので、児童養護施設。

R委員 比較的整理をして頂いて、ありがとうございます。文章的にはそんなに削って頂いてなくて、そのまま載せて頂いた。それでちょっと考え方の基本の所ですけど、途中でできたので最初に話はしてしまっているのかもしれないですけど、書く時に一番悩んだのが、今回中間答申に関しては聞き取り調査とか、出向き調査をした結果を受けての事を前提で書くという捉え方で書いたのですよね。そういう理解でいいのですか。

委員長 いや、それは違うというわけではないのですが、そこを踏まえつつ、ご専門の分野から出られた委員として、それだけに限らずご自分のこれまでの活動の中の知見、資料、材料を用意して、使って、書いて頂いていいのです。

R委員 その部分で捉え方を間違えていたというか、ちょっと理解の仕方が浅かったもので、基本的にはその今まで取り組んできた活動を前提として書いてきたのですね。それで今まで学校の、小学校さん、中学校さん、高校さんのPTAと、どちらかというとその辺を前提としてというよりは、その部分が反映されていないのだと私個人は受け止めていたので、自分の意見だけで書いていいのかどうかという所について言うと、例えばVさんだったらVさんの書いている文章はVさんの言葉なのか、それとも利用者の意見を踏まえた小学校の立場の意見なのか、小学校の教員を代表した意見なのかというところの整理がつきにくいなと自分では。これはPさんのもそうですし、Uさんのもそうですけど。だからそのところで児童擁護委員としてR委員の意見を書いていいのであれば、今後生かしていくような草稿にしたいなと思って聞いていましたけど。

委員長 今回の調査からの結果だけに縛られてではなくて、もっと幅広く、これまでの活動も踏まえて書いて頂いてけっこうでございます。

R 委員 ということは、ここに書いてあることは読んで頂いたら理解して頂けるような文章が書いてありますので、これはもう出向き調査、聞き取り調査の結果を踏まえて、養護施設の現状というのを私が捉えた感覚で書いてみました。何かあれば教えて下さい。

委員長 そうしますとこれにさらに付加する形で、札幌の養護施設から見えてくる子どもたちの実情というものを加えることは可能でしょうか。

R 委員 養護施設の実情となるともうちょっとコアの部分も含めて載っけていくということはできると思うのですよね。

委員長 じゃあ、ちょっとそこら辺を考えて頂いて。

R 委員 もう一度、頑張ります。

委員長 はい、ありがとうございます。それから地域と遊び。これは J さんと K さんに書いて頂いたのですが、これは別々に書いて頂きましたが、何となく似ているというか、まとめてリライトできそうだなと感じがいたしまして、これは地域と遊びとなっていますが、自然も関わってくるわけでありまして。ただこれは 1 本にまとめることが可能だと思いますので、まとめたいと思います。特に札幌の子どもたちの遊び、自然と言った時にここに書いてあることのほかに何かご意見が有でしょうか。やっぱり札幌でも時間とか、仲間とか、空間、3 つの間の問題に収れんしてしまうと思う。これだけ自然が豊かだと思っていた札幌でも、ちょっとこれ、2 つ合わせて 1 本化したいと思います。それで今日、W 君から。これ、かなり短く、W 君、今日出して頂いたのは、こっちの原稿はたたき台に載っかっているのとは違うのだよね。

事務局(課長) 原文に書いている綴りに綴らされている方は、前回正副部長会議の時点で出したものです。今日配った 1 枚目の後から追加した分が最新の。

W 委員 すいません。もしこの条例づくりと子どもたちということに対して、たたき台の方に書いてあることも入れていいのであれば、これとこの 1 枚を合わせて作り直したいと思っているので、よろしいでしょうか。

委員長 これをどこに配置するか、W 君の書いてくれたものを。合わせて 1 本にして下さい。それでバーッとだいたい札幌の子どもたちのそれぞれの場面での報告をまとめたわけですが、それらから伺われる札幌の子どもたちの実情。いろんな所でその結果はどうだったのですかと聞かれた時にこうですと、最後にまとめはあった方がいいだろうと。子どもと権利侵害というか、この文章は 2 行しか書いていませんので、もうちょっと膨らませますので。こういう権利侵害の実情というのが間違いなくある。だからこれ、1 と 2 がありますが、1 本でいけると思うのですよね。性犯罪の犠牲者というのは 1 つの権利侵害でありましようからね。だから札幌の子どもたちというのも、いろん

な意味で権利侵害されているのだということが調査の中でわかってきたということが1つ。それからハンディキャップを持つ子どもたちへの対応が大変十分じゃないということもわかってきました。それから子どもの意見表明、参画と言いますかね。これが十分じゃないということ。それから子どもの居場所、遊びもそうですけども、これがないということもいろんな所でそろそろわかってきた気がします。それで6番はどうでしょう。これは学校の先生のストレスということもあるのですけども、これだけではなくて親たちも含めて、子どもの育ちや成長に関わる人たちが、子育てにいろいろストレスがあって大変だというようなこともわかってきたのではないかなと思うのですけども、どうでしょうかね。その中の文章というのはまだ中途半端なのですけども、項目で実像と言われた時にパンパンと答えるポイントというのは、今言った権利侵害の事実、ハンディキャップを持つ子どもたちへの不十分、子どもの意見表明が十分にされていない、遊びを含めた居場所が不足している、それで子どもに関わる人たちにストレスが大変という、5つぐらいかなと思うのですけども。いかがでしょうか。

J 委員 それと外国籍の人から一番指摘が多かったのが、とりあえず札幌には親子で触れ合いを持てる場所がないというのが子育てしていて一番大きい問題だとほとんどの人に言われたのです。そういう意味では親子で触れ合える場所というのを子どもの居場所の中に入れてほしいなと。

委員長 それは親子で？

J 委員 一緒に触れ合える。例えば小さい子にはベンチがあったりして。そうすれば親子で鳥を見たり、花とかを見ながら。地域にそういうものはたくさんあるといいけど、札幌にそういうものはないよねという話がある。ぜひそういうものを、自然というか市議会議員に言ったら、「そんなの札幌が一番緑があるのだ」とか言ってたけど。あともう1つなのだけど、外国にはたくさんあるというのだけど、子育ての悩みを相談できる施設というかを気軽に相談できる場所をぜひたくさん作るべきだ。ぜひ課題として入れてほしい。

委員長 相談する場所というのは、札幌市だったら市が設置する窓口とか。

R 委員 ちょっとごめんなさい。そういう解釈ではなくて、子育ての相談をできる場所というのを今ある既存の施設の中でより実効化していくというか、例えば小学校でもいいですし、保育園、幼稚園でもいいです。児童会館でもいいです。そういう所でもっと子育てを気楽にできたらいいと。行政外の人たちでも相談に来れるような窓口を開いていくという形の主旨のことが折り込まればいいのかなど。

委員長 ただそういう相談の先がないというか、それはすぐに受け止められるというんでしょうな、現実としては。しかしそれに対応としては今ある施設をもう少し使っていけるのではないかと。養護施設なんかも子育てと相談窓口を

やっておりますね。どの養護施設も、そんなにたくさん数があるわけではないですけど、全部でやって。

R 委員 児童養護施設も札幌市内では今2カ所で、子育ての相談事業をしています。
委員長 わかりました。そのところはこれからの課題の方へもつながっていくテーマですね。

S 委員 特に異論があるわけではなくて、加えられたらということで2つ言うと、1つは子どもの権利条約の認知度が低いということが出てきていたのは、やっぱり条例を作るにあたって、そこはきちっと伝えなければいけない所に反映するので、この実像の中でどこかに入れてほしいというのが1点と、それから先ほど来出ている過度の競争社会という所に関わって、教育の現場の状況についてどう言えばいいのかわからないのですけれど、さっき(2)を削ってしまったのだけれど、別項目で入れてほしいなと思いました。

委員長 それは子どもの権利侵害の項目の中に、まさに国連の勧告通りの現実が札幌にもある、という言い方をしちゃっていいのではないですかね。札幌の子どもたちは条約も条例も十分知っていないのが実像であるというような書き方をします？まあ、時間も迫ってきたが、本当は課題というところを。課題は20ページ以下に書いてあるのですけれども、報告の中で課題まで列記して入れていたのはEさんとかVさんとか、その人たちが課題と言ってくれたものを、そのまま並べている状態です。

V 委員 すみません、質問ですけれども、この子どもの権利条例というのは上田市長さんが公約で今、条例づくりに私たちが関わらせて頂いているのですけれども、もっと長い目で見ると、市長さんが変わっても、10年、20年経っても生きていく条例は条例として作っていかねばならないと思うのですね。そういうことで、できるだけたくさんの方が妥当性があるものとして認めていく条例文を作っていくと思うのですけど、それは別に今、現在2005年の今にある課題として色々な課題が出されるわけですね。それは条例文とは別にこういう条例文を作って今現在はこういう課題があるので、このような要求を札幌市に出しますという、そういう車の両輪のように両方が必要ではないかなと考えていたのです。将来的には10年経ったら10年後に課題とか問題というのは、今見えないのが見えてくると思うのです。ですからその時は当然条例の見直しとか、また別な提案事項を札幌市に要求してくるという動きも出てくると思うのですが、私たちはどこまでできるのかというのが質問なのですけど。条例の素案を考えるのと、もう1つ、こんなことを札幌市に要求したいですというようなことも考えられるのか、どちらなのかなと。

委員長 むしろ最終的には条例の素案まで、我々が作り上げるわけですけれども、今回の条例の課題という心の奥の、イメージはね、具体的な条文まで考えるのではなくて、それへの視点というか、例えば児童虐待だったらここが問題

だからこうすべきであるというような課題を具体的に出すことができればいいわけですよ。それをじゃあ、条例そのものにどう文章化していくのかということは、次のステップで考えていかなければいけないのですけどね。だからここに書いたことが、課題だということが、そのまま条例にならない場合も当然あります。そこまで今の段階では考えなくて、条例を作るにあたっての大きな方向性、意義ある課題でいいのではないのでしょうか。

V 委員

でも課題があって、条例文があって、それで一般化されますと、その課題は一般化された条例文にどこまで関われるかわかりませんが、そうやって成立すると同時に課題をクリアするためには、Sさんがおっしゃったように専門職を置くという具体案が出てきます。それを提案していくというのも大事なことだと思う。今の時点での。それが条例づくりに関してはだいたい見えるのですけれども、具体案の提示ということに関して、私たちはどういうことができるのかという疑問もあるのです。例えば今Sさんが出されたような専門職を置くという風に。これは具体案ですよ。学校をもっとバリアフリー化してほしいというのも具体案です。それは条例文には入らないと思いますが、それはどのような形で生かされてくるのかなという疑問ですね。

委員長

どういう形で生かされていくのか。まず、この中間答申を作る時にはそこまで踏み込んで議論していいわけですよ。その議論したものが、条例にそのまま実現できないとした場合のそれから先の施策をどうしていくかという時は、その問題は、例えば条例の中にそういう施策を何か我々がコミットしていけるような仕掛けを作るとかね。そういう形で条例を考えるということにつながっていくのではないのでしょうか。ですから今回の場合は課題でこうした方がいいと。もっとこの辺に手立てを起こした方がいいというような課題は大いに出して頂くことでいいのではないのでしょうか。ちょっとこの学校に関しては、Vさんもたくさん書いてくれたので、これをもうちょっと文章化してみたいとは思いますが、これは今日はなかなか、ここまできて時間がなくなったので、もう少し課題を詰めます。詰めて、大事なものはこれだけは周知しておきたいのですけども、どうでしょうか、条約、条例に関する啓発・普及。これはとにかくやり続けなければいけないし、権利救済システムというものも考えるべきではないかと。オンブズマンがいいのか、どういう制度がいいのか。それと実際の施策に対してどうやって関わっていきけるような仕組みを作るのか。要するに条例ができました。あとはそれに基づいて未来局で頑張ってくださいというだけでいいのか。ほかの条例なんかを見ますと、例えば子ども何とか委員会というのを作って、そこが施策の推進、監視といいですか、そのような仕組みを作っている所もあります。そういう意味で、そういうシステムは考えなければいけないと思います。具体的にどうかというあたりについては、Qさんが大変詳しく、これはもうレポートと

いってもいいぐらいかもしれないのですけれども、書いてくれておりますので、ちょっと皆さん、今日はここまでで、まだ深く読み込んでいないので、これも課題にいたしましょう。監視システムといったら変な言い方だな。何というのですか。そういうチェックするシステム、権利救済のシステム、それからきちんと広報していく、この3本は避けては通れない、忘れてはいけないというあたりのところが。どうでしょうか。こんなのはいらぬよとは。ちょっと具体的に考えなきゃいけないですよ。今回の中間答申の段階では具体的にどんな制度にするかということまで行けばいいのですけれども、仮に無理だとしてもそういうことを条例の中に盛り込めという提言はしたいと思いますので、ちょっとこれを次回の研究課題にしたいと思います。それでとりあえず今日のところのたたき台の検討というのは、第1回目ですけどもこれくらいにいたしましょうか。それで今後はどうなっていくかということ、今日の議論を元にして、これ、全体会というのがなかなか難しいので、正副部長会議を、今度の全体会が11月19日です。この時には今日のたたき台以上の原案みたいなものが19日にはできていなければいけませんので、11月の9日に正副部長会議がありまして、さらに11月の2日にも入れましたですね。この2回の会議の中で原案をつくりあげるとい作業をしたいと思っておりますので、それまでの間にまだ書き足りないという方はぜひ早めに書いて頂くことが1つと、ぜひそれに時間の許す方は参加してください。全体会というわけにはいきませんが、中間答申起草委員会みたいなものですので、ちゃんと私の言い分入っているかしらという確認のために来て頂ければと思います。それで本当はアンケートの結果の概要についてご説明頂くのはいいですか。ではアンケートの結果について、これは別立てにいたしますけども、Hさんが分析をして頂けるようになっておりますので、これがその分析対象でございます。それからあとはフォーラム。10月の29日のフォーラムはだいたい少しずつ内容が固まっていつているのか、ちょっとHさん、ご報告をお願いいたします。皆さん、時間は取っているでしょうね、29日の2時から、お願いしますね。

H副委員長 フォーラムに関して出席パネラーを固定しました。OさんとKさん、委員の高校生お二人と、それから札幌市のPTA協議会の副会長さんと、札幌市立中学の校長先生。それから名寄短期大学の先生。コルチャックの研究で有名で、子どもの権利にいろいろと造詣が深いということで5人のパネラーを用意しました。この方たちに壇上に上がって頂いて、1時間半ぐらいを、当日の予定は2時間ですから、途中で上田市長さん、後半に登場して頂いて、最後のご挨拶を頂きます。それから子ども議会の方から2人の小中学生の代表が訪れて、発言して頂くということになっております。司会はずっと委員長が行って、途中でどんな風に話しかけるかということも決まっております。

最初に子どもの権利条例に関する一般的な発言をし、子どもの意見表明と参加というキーワードに対してどういう風に考えていらっしゃるかをパネラーの3人の先生方にお話し頂いて、そのあと高校生に具体的な自分たちの高校生活の場面というようなこと、それからこの委員会に参加してどんなことを感じているかということも含めてお話しして頂きます。あとのやり取りももちろん考えてはいますけども、時間的にいろいろ緊迫しておりますので、意見を表明するということになるだろうと考えておりますが、最後にアンケートを取ったり、意見を書いてもらうという部分もありますので、その点は2時間の範囲で収める。この場所で行います。これの5階で行いますので。5階の会議室で行いますから。当日、パネラーのお世話というか、壇上を整備したりするということで、ご覧の担当委員に当たっている皆さんにちょっと分担して、手分けしてお願いしたいことがあります。ご覧のように準備委員についてはHさん、Aさん、Gさん、Jさん、Kさん、Nさん、Oさん、Qさん、Tさん、それからVさんの方々です。当日、いろんな役を務めて、受付とか、マイクロホンを手渡す仕事とか、壇上を整理する仕事など諸々ございます。ということでフォーラムを無事に終えたいという風に思っているんですけども、何せ参加する人たちが何人になるかということは全然想像がつかないので、ぜひ身近な人たちに呼びかけて、特に高校生お二人のお話をみんなで、同じ世代の人とか、若い人たちも聞く。で、PTAの代表のお話と、校長会の先生のお話をみんなで聞いて、いろいろ活発な意見を交換したいと思っています。

委員長 とにかく日程だけは決まっているわけでございます。まずは人が集まらないと。いろんな所でチラシを撒いて、参加して頂きたいのです。中身については今Hさんがおっしゃいましたように、KさんとO君の発言を中心に意見表明と参加について。うまく行くかどうかというのは、これがね。今までパネルディスカッションでうまくいったのなんて見たことないのですよね。どうなるかわからないですけど、よろしく願いいたします。あと事務局の方から、どうぞ。

事務局(課長) 委員長の後ろに、今回子どもの権利条例を札幌市が作っているということをやPRするポスターを作りました。大きいA3版のものが一般の公共施設ですとか、それから学校、児童会館ですとか、そういう施設に配っておいでございませう。これは11月になりましたら、各施設の方に貼り出したいと思っております。その横のB版の横向きポスターですけども、これは地下鉄の車両と、地下鉄の施設に掲示するものでございまして、こちらの方は12月に掲示したいと思っております。それから併せて、そのあと検討委員会と、検討の状況ですとか、それから内容ですとか、そういうものを随時市民や、それから学校、子どもたちに知ってもらうためにニュースレターを、これはちょっ

と順番が逆になりましたけれども、第1号を作りまして、これは市内の各学校、それから公共施設等に配布してございます。今後も1、2カ月に1回内
ずつ随時新しいものを配布して、掲示して頂きたいと思っております。

委員長

はい、Lさん、どうぞ。

L 委員

2、3点、お願いします。まず1つは子ども委員会の設置ということ、僕は何度も言わせて頂いているのですが、中間答申の中に当然入ってくるというのは、それは当然書き込んで頂きたいということで、入ってきているわけですが、親部会で何回か言ってきていることは、その子ども委員会というのを中間答申を12月に出しますけれども、それを検討して頂く組織として、早く子ども委員会を立ち上げてもらいたいということを言っているわけです。現実的に子どもの意見をどうやって取り入れるかといった時に、今日のWさんの文章の中にも記載されていますけれども、3人の高校生がこの中にいて、どうやって具体的に子どもの意見を尊重していくのか。なかなか難しいことですし、現実的に子ども自身による検討というのを経なければならぬだろうと、僕は思いますのでぜひこの子どもの委員会というものの設置をして、きっと時間がかかることだろうと思いますので、早急に決めていきたいのですよ。そして、今10月ですけども、12月、あるいはお正月明けて1月からでも実際に動き出せる。当然行政がやることですから、予算化ということも、あるいは途中で業務が増えていくということですから、それなりの難しさもあるかと思うのですが、そのことをぜひお願いしたいというのが1点。2点目です。先ほどの議長の休憩後のお話のスタートで、今日のたたき台が傍聴者の方には配布されていないということでしたが、やはり今日はたたき台を、実際に答申案を具体的に検討するというを全体に明らかにしているわけですから、そのたたき台がないというのは話が見えないと思うのですよ。20人も30人も傍聴者が来るような状況ではないのですから、原文そのものは僕はいらぬのではないかなと思っているのですが、たたき台ぐらいはやはり用意して然るべきではないかなと思いました。それも委員長の話では配りはしないけれど見て頂いてけっこうですというようなお話でしたから、どうなのかな？としばらく考えたのですよ。配らないけれど、見て頂いてけっこうです。やはりせっかく傍聴に来て頂いているのですから、わかって頂くことが僕らには大事で、どんどん変化していったり前のことですから、ぜひ次回には用意して頂きたいと思います。もう1点だけ。あのポスターは印刷はすべて終わっているのでしょうか。もうちょっと明るい感じとかは。もう終わっちゃったのであれば、仕方がないのですけれど、なんかちょっと僕の感覚の問題ですけれど。まだであるならば、もうちょっと明るい感じにならないかなと思いました。以上です。

P 委員

Lさんが言った1点目と同じなのですが、Wさんが書いたことはその通

りだと思います。毎回出ているのだけど、これ、中間答申に入れる中身なのかなと思うのですね。子どもの権利条例を作る過程で、こういう組織はどうしても必要だよというのはここの全体の意見でもあるのだと思うのですよ。今まで否定する意見はなかったから。ただずっとそれが持ち越しになっているので、それについてどう扱うのかをはっきりさせないと、中間答申に折り込んで実現の見通しがいいのではないかなという感じです。

S 委員 その関連で、子ども議会についてこの間道新でけっこう大きく取り上げられた時に、子どもの権利条例について活発に議論されたという1行があったのですよ。そういう中身もフィードバックしてもらって、どんな風な形を作っていくのがいいのかを議論したいと。

委員長 まず1番大事な子ども委員会については事務局の方で考えてもらっています。それで基本的に私の認識では、この検討委員会の総意として中間答申から、出たあとの条例づくりの過程の中に子どもの委員会、名称はともかくとして、子どもたちにチェックしてもらおうそういう機関を設けるとするのは、この委員会の総意であるということだと思います。具体的にどういう形で、子どもの委員会を発足させるかということについて、事務局の方にいろいろと考えて頂いております。まだ現段階では課長、あれでしょうかね。どういう形でというものまでは。でも委員会、子どもたちに議論してもらおう、そういうものを作るということ自体は大丈夫でしょうか？

事務局(課長) 委員会の総意ということであれば、そのような方向で検討したいと思いません。

委員長 そんな感じで、今青写真がすぐできているわけではないのですが、それは考えて頂いております。それからたたき台につきましては次回、11月19日にはほとんど原案でなければなりませんので、これはお配りできるし、しなければいかんだろうと思っております。今日のたたき台を配らないという判断は私の判断です。これから叩いていくものをお配りするのもどうかと。かなりまだ不十分なものですからね。これが出回るとあまりよくないのではないかなという私の判断があります。しかし議論は聞いて頂ければわかるし、今日の段階ではそれでいいのではないかなと思っております。次回は原案でするので、きちんとお配りして行きたいと思っております。ポスターの色がもう、もうダメですね。

事務局(課長) これはもう印刷の方に回っておりますので、申し訳ございませんが。

委員長 いや、その気で見ればなかなかきれいな色だと思います。何だって、ピンクにしなくたって。だんだんじっくりいじりゃございませんか。

Q 委員 出向きや懇談会が終わったあとどうなるかわかっていなかったのですけれども、今ずっと部会ごととかで集まっていますよね。部会ってこの後も生かされていくのですか。

委員長

いや、それは部会が今後多分ですね、部会としての活動ではなくて、中間答申の後は起草委員会と、広報啓蒙を担当して頂く部分に分けながら、そして条文づくりをしていく中で、最終答申に向けて定期的に会合を持つという。そういうことになると現体制は中間答申をもって、終わります。しかしまあそれまでは何かのご縁でございますので、仲良くやって頂くと。今は何かあったという連絡は大変便利なのですよ。Jさんに言えばお話がススッと行くところがあって。それで中間答申起草のための正副部会長会議というのは一応それぞれの代表に参加してもらっていますので、形としてみればその班を通じて皆さん方が参加しているという、そういう形にもなっているのですよ。そういう自覚はなかったでしょうか。ですから中間答申をもって、この部会にはばらします。いかがでしょうか。今日のところは本当にお時間がもう4時間か、本当にご苦労さまでした。Sさん、Pさん、それからMさん、それからLさん、できましたら2日の日の部会長会議に間に合うように起案して、加筆して頂ければありがたいです。いいでしょうか？どうぞよろしく申し上げます。ではこの検討委員会を終わります。どうもご苦労様でした。